平成19年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第3日)

平成19年6月13日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成19年6月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

26番 高 橋 芳 治

出席議員(25名)

1番 仲 絹枝 2番 大 西 一 三 爲次 4番 森 5番 Ш 勝眞一 7番 橋 本 尊 文 8番 中川 幸朗 11番 川 勝 儀 昭 12番 藤 井 日出夫 嘉三 学 仲 村 14番 森 15番 17番 中井榮樹 18番 西 村 則 夫 20番 村 田憲一 松尾武治 21番 24番 吉 田 繁 治 23番 谷 義治

6番 末 武 微 物 9番 小 中 昭 13番 矢 野 康 弘 16番 外 田 誠 19番 井 尻 治 22番 八 木 真

3番高野美好

4番 吉 田 繁 治 25番 村 田 正 夫

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 勝山秀良
 課長補佐
 森 雅克

 係
 長 西村和代
 主 事 井上美由紀

説明のため出席した者の職氏名

長 佐々木 稔 納 市 副 市 長 仲 村 脩 副 市 長 岸上吉治 教 育 長 牧 野 修 参 与 國 府 正 典 参 与 浅 野 敏 昭 中島三夫 参 与 総務部長 塩 貝 悟

福祉部長兼	永	塚	則	昭	事	業	部	長	松	田	清	孝
福祉事務所長				μĢ	手	未	미	文	化			
会計管理者	永	口	茂	治	水	道事	業別	斤長	井	上	修	男
教育次長兼	東	野	裕	∓n	4/12	. 3 ∕2 FI-}	財政課	果長	/=1.	藤	泰	行
社会教育課長				和	术它	3.7分尺1			伊			
企画情報課長	小	寺	貞	明	監	理	課	長	井	上	秀	雄
税 務 課 長	橋	本	早百	百合	合	併調	整雪	₹長	大	野	光	博
市民課長	吉	田		進	健	康	課	長	大	内	早	苗
土木建築課長	Ш	勝	芳	憲	都	市計	画調	長	西	岡	克	己
農林商工課長	神	田		衛	上	水i	首 課	長	寺	尾	吾	朗
下水道課長	栃	下	孝	夫	教	育総	務調	果長	榎	本	泰	文
学校教育課長	勝	Щ	美惠	息子	出	納	課	長	寺	尾	眞知	扣子
農業委員会事務局長	Ш	辺	清	т	園	邻支所長	:職務代	(理者	, L	内	明	田田
				史	園	邻支所地	域総務	 際長	Щ			丱

午前10時00分開議

〇議長(高橋 芳治君) 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦労に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再会して、本日の会議を開きます。 ただちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(高橋 芳治君) 日程第1「一般質問」を行います。

3番、高野美好議員の発言を許します。

○議員(3番 高野 美好君) おはようございます。

議席番号3番、日本共産党・住民協働市会議員団の高野美好でございます。

議長の許可を得ましたので雇用問題、そして保育所問題の2点について、佐々木市長に 質問をいたします。

まず1点目に雇用問題について質問をいたします。

昨年、NHKが特集を組みましたワーキングプアや、今、多くのメディアが取り上げていますネットカフェ難民の問題に象徴をされるように、今日では格差と貧困の問題が日本社会の重大問題であることが一般に認識されるようになりました。貧困の広がりは、この南丹市でも例外ではなく、生活保護世帯は増えております。このような格差社会となった

原因は明瞭でございます。第一に不安定な身分で低賃金の非正規労働者が爆発的に増えて いることでございます。その数は労働者3人に1人にあたる1,600万人を突破、年収 200万円以下で生活する人が1,000万人に迫っているといわれております。生活保 護水準以下の所得しかない世帯は400万世帯といわれ、一人親世帯の6割が平均収入以 下の収入である貧困ライン以下におかれるなど、子どもたちにも深刻な影響を与えており ます。ここでいう貧困ラインとは経済協力開発機構、すなわちOECDの日本政府が提出 をした資料によりますと、日本では年収238万円を貧困ラインとしております。ちなみ に238万円というのは月収20万円、時給に換算をいたしますと1,126円になりま す。ここに南丹市が学社連携をしております仏教大学の金沢誠一教授と、京都総評がまと めました最低生活費の資料をもっておりますが、20歳代の男性の一人世帯で238万円、 ぎりぎり平均収入になりますが、家族がいるともう238万円では到底まともな暮らしが できない結果が示されております。二つ目に小泉内閣の5年間に際限のない負担増が押付 けられ、暮らしを圧迫をしていることでございます。これに続いて、安部内閣が大企業や ごく一部の資産家には1兆7,000億円もの大規模な減税をしながら、庶民には定率減 税の全廃で増額の負担増を押付けようとしていることで、さらに格差と貧困が加速する危 険性が高くなっております。また高齢者への課税強化は税額が上がるだけでなく、各種保 険料などに連動し、雪だるま式に負担増をもたらす危険性があります。日本の最低賃金の 全国平均は時給わずかに673円です。月収にしても11万8,448円にしかなりませ ん。先ほど述べました貧困ラインにも遠く及ばないわけであります。最低賃金を時給1, 000円にすると先ほど述べた貧困ラインぎりぎりのところに達します。今、南丹市役所 には嘱託職員や臨時職員が増えてきております。今年1月、当局からいただいた資料によ りますと嘱託職員が118名、臨時職員が144名、合計262名となっております。実 に市役所で働く職員の3人に一人は嘱託、もしくは臨時職員だということでございます。 本来であれば、正職員で措置すべきところを市役所が低賃金労働者を調整弁のように使い、 世間で問題になっている派遣労働者と実質的には変わらない状況となっております。言う ならば、市当局が市役所内ワーキングプアを放置をしているということになります。こん なことは一刻も早く是正しなければなりません。地方公務員法の第3条第3項第3号に規 定をされる臨時や嘱託職員は本来、常勤的に勤務することを予定をいたしておりません。 これは同法第4条が特別職である、これらの非正規職員を同法の適用除外としている点一 つとっても明らかであります。その意味で3人に一人が非正規職員である実態は、法令の 趣旨を逸脱したものと厳しく指摘をせざるを得ません。そこでこの問題での現状認識も含 めて、ご見解をいただきたいのですが、今、市役所関係職場の非正規職員262名の時給 なり月給がどうなっているのか、時給換算で1,000円を下回っているとした場合、こ れらの人を1,000円に引き上げるにはどれぐらいの原資、金額が必要なのか、まずお 尋ねをいたします。

次に、この貧困の問題を市役所の中だけで責任をもてば済むのかという問題でございま

す。

南丹市が発注する業務委託や公共工事、さらには指定管理者を指定し、管理委託料を支払っている施設がたくさんあります。それぞれ働く人たちがいるわけであります。公共工事では国土交通省と農林水産省による2省協定単価による労務単価によって、工事費が積算され、さらに建設業退職金共済組合の掛金も経費に算入をされております。そこで現場で働く労働者の実態把握と業者指導の現状について、どう把握されているのか、お伺いをいたします。

さらに、指定管理者制度に基づいて指定をされた施設で働く人たちの問題でございます。 指定管理者は地方自治法第244条の2に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために、必要があるときに指定が許されるものですが、同法第244条には公の施設の設置目的は住民福祉の増進にあると、明確に規定をされております。したがって、指定管理者が雇用する労働者の処遇は住民福祉の増進を達成するにふさわしいものであることが必要であります。さらに同法244条の2第10項で、指定を行う自治体は指定管理者の経理状況、当然、人件費の支出も含まれるわけですが、これについて報告を求め、調査・支持できると規定をいたしております。そこで指定管理者が雇用する労働者の現状とその実態について、どこまで把握をされているのか、お伺いをいたします。

この質問の最後に、公契約条例の制定を強く要求し、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

自治体財政の悪化を背景に嘱託職員や臨時職員の増加、公共工事においては最低制限価格制度の廃止などが行われ、安ければよいという風潮の中で、そこで働く労働者にそれでは生活ができない低賃金が押付けられています。事業の継続性、安定性が求められる公務にとって、まずもって必要なことは労働者が安心して働き続けられる条件を整備をすることでございます。自治体が発注する公共工事から業務委託、請負、指定管理者制度による管理まで、すべての公契約とその業務に従事する労働者に対して、労働者の公正・適正な賃金・労働条件を確保するための公契約条例の制定の必要性を全国の多くの議会が議決をしております。公契約条例のポイントは、受託企業の人件費や労働条件を発注者である自治体が責任をもって監督できる点にあります。履行を担保する方法として、労働者から申し出があった場合は受注者への支払いを留保したり、事業や労働者への調査権をも定めているところにあります。南丹市当局として、契約や指定先の労働条件に関して、責任を有しているとお考えになっているのか、いないのか、またその具体策として当局がその気になれば、すぐにでも議会提案できる条例を制定をすることが極めて有効であり、私はこれを強く要求するものでありますが、その考えはあるのかないのか、市長のご見解をお伺いをいたします。

次に、保育所問題について質問をいたします。昨年12月にも質問をいたしましたが、 再度、佐々木市長の見解をお伺いしたいと思います。

美山町地域におきましては、すでに5園あった保育所のうち、鶴ヶ岡保育所を本年度か

ら休園にし、みやま保育所に統合をしています。さらに今年度にみやま保育所を改造し、 来年度からは平屋・大野両保育所もみやま保育所に統合する計画となっております。美山 町に残る保育所は知井とみやま保育所の2園になることになります。12月議会で佐々木 市長は、美山町内の保育所をさらに統合して1園にするということは一切考えていないと 答弁をされました。それならば知井保育所に預けてもみやま保育所に預けても同じ条件で 保育をすべきだとして、知井保育所保護者会から出されている要望について、その実施に ついて質問をいたしました。答弁は検討課題であるので1年かけて検討するということで、 保護者会の了承は得ていると答弁がされました。その後、半年が過ぎ、いよいよこの秋に は来年度の園児募集が始まります。現在までの検討経過と保護者会への対応、さらには来 年度からはどのような体制で知井保育所を運営しようとされているのか、お伺いをいたし ます。

以上、2点の質問をいたしまして、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(高橋 芳治君) 高野美好議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) おはようございます。

それでは、高野議員のご質問にお答えをいたします。

まず雇用問題につきましてご質問をいただきました。

ワーキングプアとかネットカフェ難民とか、まさに大きな問題である、社会的な問題として、今いろいろマスコミでも取り上げておりますし、重大な課題であると考えております。都会地と、また地方での経済格差がまさに増大しており、当市にとっても厳しい社会経済情勢にあると認識いたしております。こういったなかで、私は市政運営の中で、やはり地域経済の振興を図るなかで市民所得の向上、また雇用の確保を進めていかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。

次に、市の嘱託・臨時職員についてのご指摘がございました。

1月現在の数字を高野議員ご指摘いただきましたが、4月現在で嘱託職員131名、臨時職員86名、こういった現状になっております。当然、労働条件は嘱託職員・臨時職員の任用に関する要綱に基づいておりまして、基本的には勤務時間・週休日等は職員に準ずる、有給休暇は労働基準法に基づき付与しているという形になっております。賃金単価につきましては、職種ごとに嘱託職員月額、臨時職員日額、または時間額という形で積算をいたしております。職種によって当然異なるわけでございますけれども、時間額700円から1,400円という単価設定になっております。この嘱託職員・臨時職員が大変多いと、ご指摘のとおりでございます。これが私は今の南丹市の抱える課題だというふうに考えております。先日も申し上げましたが定員の適正化計画の中で5年間で38名、正規職員を削減するという方向の中で、臨時職員・嘱託職員がこのように多くおられるという、この今の実態を変えていかなければならない、こういったなかで効率ある行政、また財政

的にも負担のかけない、こういった組織の再編構築を図らなければならないという点も含めて、今回、条例提案もいたしておるわけでございます。なお、臨時職員の時間額単価を 1,000円と仮定した場合、どのようになるのかというご指摘でございますが、予算ベースで人数で計算した場合、必要額は約1億8,000万円となります。

次に、当市における指定管理、また入札実施の業務委託や請負件数、どうなのかという ことでございますが、指定管理者制度による管理は51施設、また昨年度入札実施の業務 委託・請負契約数236件となっております。例えば、例をあげますと、園部の道の駅新 光悦村を例にあげますと、店での直接の関係者、また加工部門・野菜等の生産者などを含 めると約100名の方が携わっておられるような現状がございます。こういったなかから 労働者がどれだけ関わっておられるのかということを把握することは雇用形態、また様々 な部門で把握することは大変困難な状況にあるわけでございますけれども、当然、指定管 理制度、請負の中で労働法の関係法令の遵守、この指導は常々行っているところでござい ますし、請負契約につきましては建設業法をはじめとした関係法令に基づき、施工体制の 適正化の中で、恒常的な雇用契約を裏付ける資料の提示を求めるなど、建設労働者の皆さ んの賃金や雇用条件の確保が適切に行われるよう努めてきたところでございますし、建設 業退職者共済制度につきましても、下請に至るまで日券の点検をするなど、労働者の皆さ ん方の退職金確保に向けても確認をいたしておるところでございます。こういったなかで 指定管理者制度、また請負、こういうようなことにつきまして、公共工事や建設業法や公 共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律など、関係法令に基づき建設業の健全 な発展を図る観点から取り組んできたところでございますし、また労働者の賃金、労働条 件に関してましては、労働法令等により対応すべきものであるというふうに考えておると ころでございます。そういったなかで先ほどご提案がございました、公契約条例の制定を するべきやないかというふうなご提案でございますけれども、実際、全京都建築労働組合 様の方から、この要望を昨年12月にお受けしております。当然、労働者保護の問題、大 変重要な問題であると認識をいたしておるわけでございますし、この公契約法、もしくは 条例という、この制定の論議っていうのは今後、論議を深めるなかで国において、また府 において、どのような考え方をされるのか、自治体においても論議を深めていく必要があ るということは認識をいたしておるところでございます。しかしながら、私は今この問題 につきましては現行法制度により適正に対処し、労働者の皆さんの賃金や労働条件の確保 が適正にされるよう、市としても努力をしていかなければならない、いうふうに考えてお るところでございます。

次に、美山町における保育所の運営につきまして、ご指摘のとおり知井保育所、みやま保育所2園でということで、20年度にはこの2園体制で充実した保育が実施できるよう整備を進めようとしているところでございます。当然、南丹市全域の保育活動の中で、当然、地域性や、また各園の特徴を考慮しながらではございますけれども、子どもたちが同等の保育活動、また就学前教育等の取り組みが受けられるよう、より連携を図っていく必

要があるというふうに考えておりますし、そのような努力を今後とも続けていく所存でございます。美山町の知井保育所の皆さんから出されております課題につきまして、先ほどご質問の中でもありましたように、この1年をかけて検討するということで、今、検討を進めておるところでございます。当然、先ほど申しましたような観点をもちまして、早急に完了、検討を続け結論を出していきたいということを考えておるところでございます。今後とも利用しやすい保育所づくり、また子どもたちの健やかな育ちの観点を最優先に考えまして、保育行政の推進に職員の体制の充実と併せて、また地域住民の皆さま方との連携も深めるなかで、保育の充実に努めていく所存でございますので、今後とものご指導、またご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

高野美好議員。

○議員(3番 高野 美好君) 2回目の質問をさせていただきます。

まず雇用の問題でございますけども、市長も今日の、いわゆる格差と貧困の問題につい ての認識は持っていると、市政の運営の中で市民のですね、所得向上と生活向上に努めな ければならないと、こんな決意をいただいたわけでありますけども、いわゆる嘱託職員・ 臨時職員といわれる人たち、私言いましたように地方公務員法から見ますと、こういう人 たちを長年にわたって採用し続けるということは、法の趣旨に反しているということであ りますが、先ほど制定をされました職員の定員適正化計画も見せていただいておりますけ ども、正職員は38名ですか、5年間で減らすと、こういう計画ではありますけども、よ くよく中身を見てみますと、技能労務職、特にこれは学校の用務員等を指しているかとい うように思うんですが、そういう職種は退職者の補充は行わずに外部委託だとか、嘱託職 員で対応していくんだと、こういうふうに書かれております。先ほど市長から答弁あった ように、この1月からの状況と4月の状況を見ても、臨時職員はこれは臨時的ですので減 ったり増えたりすると思うんですが、嘱託職員は118名が131名に増えてきていると。 いわば給与を、人件費をですね、減らしているというふうに見えますが、一方ではそうい う嘱託の職員が低賃金で働かされると。いわゆる低賃金労働者を、さらに増やしていって いるというのが実態であるかというふうに思います。そこで700円から1,400円、 時給になおすとですね、あるということですけども、これでは指摘をした貧困ライン以下 の、いわゆる生活しかできない、さらに雇用条件も非常に悪い、いつクビになるかも分か らないという不安を抱えながらの労働になるということでありますから、しっかりとこれ を市として雇用をですね、継続をさせるとか、賃金アップを図っていくとかいうことを、 まず市が責任をもってやらない限り、日本全国の格差と貧困の問題っていうのは解消しな いとこういうふうに私は考えてます。そこでですね、具体的にまず、公共工事の関係です けども、建退共の日券点検だとか、法に基づく指導も行っているということですけども、 それでは少し具体的にお聞きをしたいと思うんですが、建設工事のいわゆる労務単価、2 省協定による労務単価についてはご存知だと思いますが、それ以上で働いている人、反対

にそれ以下に抑え込まれている人があるかというふうに思うんですが、そういうおそらく 実態があると思うんですが、そういうことについては業者にはどういう具体的な指導を行っているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから指定管理者の関係については、おそらくいろいろな労務形態がありますし、野菜を栽培をしている農家も、そのうちの労働者といえばそうなるかと思うんですが、そこまでいかなくても指定管理者が常にですね、常用の人たちを雇っているところがたくさんあるかと思うんですが、そういう人たちの条件がですね、どのようになっているのか、そして今後、どういうふうに指導をしていこうとされているのかね、少し市長の答弁では具体性に欠けておりましたので、もう少し具体的な内容をお持ちであれば、聞かせてほしいと、こういうふうに思います。

それから公契約条例、これは建労の方からの要望もあり認識をされているということで ございますが、全国的にはですね、いわゆる地方の議会でいろいろ議論をされたり、こう いう条例を制定しないさいよという議決もされてきてますので、国・府の考え方というよ りも、地方からこの声を、やっぱり挙げていくということが大事だと思いますので、この 条例制定についてさらに深く検討をされるように、これは要望しておきたいと思います。

それから次に、保育所の関係でございますけども、まだ検討をしていると、こういうことのようですが、いよいよ秋には園児募集が始まりますので、どの時点、何月の何日ぐらいにはその募集要項ははっきりさせるのか、いうことをお聞きをしておきたいと思います。

それと同時に、この知井保育所における1歳児保育と延長保育についてはですね、過日議会の厚生常任委員会が保育所視察を行っておられますけども、そのなかで保育所側からですね、知井保育所の6時までの延長保育と1歳児の受入体制についてはですね、これは検討しなければならないし、この課題を解決するための方向性ということで示されておりますので、おそらくその方向で検討されているのかなとは思うんですが、具体的な日時、それから本当にどうしようとされているのかね、ということをお聞きをしておきたいと思います。

それと併せて、美山町の四つの保育所がですね、統合されるわけですけども、おそらく バス通園になるわけですが、バスに保育所の添乗員を配置をしたいとこんな話もありまし たので、その点について、ちょっと1回目には質問しませんでしたけども、4園の通園に ついてどのように考えておられるのか、お聞きをして、2回目の質問としたいと思います。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、高野議員の再質問にお答えをいたします。

指定管理者の問題、当然、契約上の中でこのように契約を結ぶわけでございますので、 適正な条件の確保ということにつきましては、確認をしてやっておるわけでございますけ れども、これはやはり労働法の法上の問題で確認をすべきことであると、基本的には私は 考えております。当然、そういったなかで適正な指定管理者としての契約、このことはや っていかなければなりませんし、そういったご指摘のことを観点においたなかでの確認等 を行っていかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。

労働単価につきましては、やはりこれも、やはり法律に基づき行っているわけでございますので、基本的にはこの単価を遵守することによって、適正なものであるというふうに思っておるわけでございます。

また市役所内の嘱託職員・臨時職員の件につきましてご指摘がありましたが、先ほどらい申しましたように、この嘱託職員・臨時職員というのがこれだけ多いという実態、これは大変問題である、当然そのことを解消するためにも組織の再編・強化を行うことによって、この解消を目指していきたい、このように考えておるところでございます。

また、ご指摘のございました積算上の単価でございますが、2省合意に基づきまして決定されたものを使用いたしております。労働者各々の単価までの調査は現在のところ、市としては実施をいたしておらないのが現状でございます。

また保育所の件でございますけれども、当然、秋10月頃になりますか、入所者の募集を行うわけです。そういったなかで、当然、このような条件的なこと、それまでに固めていきたい。そして保護者の皆さんにご説明をさせていただく、こういうふうな形を考えておるわけでございます。それぞれバスの問題につきましても、ご要望があることは承知いたしておりますので、今、その辺をどういうふうな形で実施できるのか、検討をいたしておるところでございます。また、これは美山管内だけに限らず、保育所職員の皆さんの現在の雇用といいますか、対処できる人数、なかなか確保することが困難な状況もあるわけでございます。保育需要というのが大変大きくなっておりますし、また多様化するなかで、これだけの人的な人数の対応ができるのか、こういうことも十分踏まえたなかで保育所の募集を、子どもたちの募集をしていかなければ、責任をもった保育をやっていけないというようなことになりますと、市としても大変なことになります。当然、私どもとしては需要のある分については対応していきたいという思いはあるわけでございますけれども、様々な条件があるわけでございまして、こういったことも十分に踏まえながら、募集までには何とかこういう体制を整え、ご説明をし、募集をしていきたい、このように考えておるところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

高野美好議員。

〇議員(3番 高野 美好君) 最後の質問です。

端的にお答えいただきたいと思うんですが、南丹市の嘱託職員の時給、いわゆる全国平均のですね、最低賃金ギリギリ700円という人も存在をすると、こういうことでありましたけども、そういう人たちの処遇を、今後、改善をしようとされるのか、されないのか、この賃金が適正だというふうにお考えなのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから保育所の関係でございますけども、募集が始まるまでにははっきりするようで すが、いわゆる保護者のニーズですね。美山でいきますと、それほど多くの園児がですね、 入所してくるわけではありませんので、それぞれの家庭の事情、それから労働の状況ですね、家庭事情っちゅうのはすぐにつかめるわけですから、そういう人たちの、いわゆる保護者の人たちのニーズをまず調査をしてですね。そして保育所の来年度の募集の内容、また体制の内容ですね、について決めていくというのが一番ベターであり、また優しい政治のあり方だというふうに思いますので、定員を決めて、予算を決めて、保育士の数を決めてから募集をするというのは、極めて官僚的なですね、やり方だと思いますので、秋までに決定をされるまでに、そういう保護者の思い、ニーズを調査をする用意があるのかないのかをお聞きをして、質問を終わります。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長(佐々木 稔納君) 嘱託・臨時職員の今の時給、決して高いものではないという ふうに考えております。しかしながら、今の市内の民間の労働条件、こういうことを考 える、また財政状況等も考えるなかで実際にこの数字を今、上げるということは考えら れない、いうふうに思っております。

もう一つ、今、保育所の件でご質問がございました。当然今までも保護者の皆さん方やお話を聞きながら、ご意見を踏まえながら、また、ご要望を踏まえながら検討をしておるわけでございます。ただいま高野議員は美山町だったら、それだけの定数が人数が少ないんだからすぐ分かるであろうということでございましたが、先ほど申しましたように、やはり南丹市全域において保育ニーズ、均衡ある保育ニーズに応える、こういった点をもって、今、取り組んでおるわけでございます。当然、その地域に応じたお話を聞きながら対応していくわけでございますが、まず保育士の人数の確保と条件面でこちらで揃わないことを受け入れるということになりますと、責任をもてないということになりますので、十分にその辺の市としての責任も考えながら、保護者の皆さんのご要望に対処していきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

次に14番、森嘉三議員の発言を許します。

〇議員(14番 森 嘉三君) おはようございます。

14番、丹政クラブ、森嘉三でございます。議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。質問に入ります前に、少々お時間をいただきまして、私の心情をちょっと言いたいと思います。

南丹市が発足しまして1年半が経過し、私も議員として1年4ヶ月を迎えるなかで、常に初心を忘れず、これを心に安全・安心の調和のとれた新市のまちづくりと、新しい市政運営の推進に協力し、老若男女を問わず、すべての市民の皆さんが集え、楽しめるまちづくりに取り組むことを決意いたしております。皆さんのご協力を得ながら、微力ではございますが活動をさせていただいております。その間、佐々木市長には旧町の継続事業、合併協定等一部にはしがらみも感じられるなかで、誠心誠意、市民の皆さんのことを考えて

いただき、財政事情が厳しいなかで市政の推進に取り組んでいただいていることに対しまして、敬意を表するところであります。しかしながら、世の中の移り変わりが激しく、スピードが予想を上回る速さの中で国や府の財政状況も厳しく、いろんな法制度の改正なども行われるなかで合併効果が発揮できず、市民にはなかなか新しい市政が見えてこないのが事実であります。こういうときこそ市政の先導役として、市長にはより一層奮起していただきたいと思っているところであります。そういう意味で今回は新しいまちづくりには、今、市政の改革が急務であり、そのためにはまずしっかりとした体制づくりが市役所として必要ということで、まちづくり全体を予算的な展望を視野に入れたなかで、組織などの改革に取り組まれることを佐々木市長として、判断のもとで明確に打ち出されることは、私は評価できることであると思っております。そんな市長の市政推進の取り組みをより円滑に進めていただくためには、やはり現在の課題というものは取り除いていかなければいけませんし、継続している事業についてもできるだけ早期に対処していただくことが大切であると、そういう意味も含めまして、今回、市会議員としての4回目の一般質問として、大きく分けて、財政に関してとまちづくりに関してということで、質問をさせていただくことになりました。

まず1点目ですが、合併協定を見ますと、財産及び債務の取り扱いに関することの中で、財産の取り扱いとしては現行のまま新市へ引き継ぐことになっています。また、土地開発基金についても現行のまま新市に継承することになっています。また、債務として土地開発公社の所有地について、事業目的の土地先行取得分を除いて、合併までに可能な限り整理を行った上で残った土地について、土地先行取得の分は新市に継承することになっております。南丹市では旧4町の合併により、旧町当時にそれぞれの事業の目的によって、公共の利益のために土地の先行取得をされてこられたようであります。その先行取得につきましては、南丹・京丹波地区土地開発公社によって取得されているわけですが、現在の土地保有状況を見てみますと、残って抱えている土地が多くあるようで、当時の価値と比較して、土地価格の下落や債務部分の利息等が市の財政にも大きな負担になっているのではないかと懸念をいたしております。そこで残っている南丹・京丹波地区土地開発公社の先行取得された土地の対応、処分などについて、市としてはどのような方針で、今後取り組まれていくつもりなのか、利息への対応や売却などの処分については、南丹市の財政面においても大きな影響があると思いますので、そういった面での財政問題として、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

一つは南丹市園部町の区画整理事業については、現在、内林町の区画整理事業、本町の 区画整理事業が進められております。これまで取り組まれてきた横田地区については保留 地処分が終わり、内林町地区、小山東町地区についても処分に向けて、組合の理事長さん をはじめ、関係者の皆さんには日々努力していただいているということは承知しておりま す。取り組みに対しましても敬意を表するところであります。また南丹市土地開発公社の 分譲地の売却について、それぞれの関係機関において努力していただいておりますが、ま ず質問としては現在の南丹市、また土地開発公社の土地の保有面積、資金の借入金額、そして販売の状況などについて、市長にお聞かせ願いたいと思います。

それと土地開発公社の先行取得によって、資金を借り入れていることで利息が発生しているということですが、財政状況が苦しいなかで、市への大きな負担にならないように早急に売却などの処分をしていく必要があると思います。以前に国などの公共機関などの移転や誘致などということで、税務署裏の土地のことでございます。あったように聞いておりますが現状ではどのような状況、また見通しになっているのか、お伺いしたいと思います。

もし誘致への見通しが見えないような状況なら、園部駅にも近く利便性もありますので 大きな区画ではなく、一般的な小さな区画に変更してでも販売することで処分していくこ とも考えるのではないかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

それと平成台の小山東町区画整理組合保留地についても、まだ一部残っていると聞いております。平成9年度から保留地処分として10年余りの期間が経過していることで、その当時に比べますと、経済状況も大きく変化していますし、土地の価格が下がっていることによる影響として区画整理組合には負担になってくると思います。今後の売却などにより損失が出た場合について、南丹市として財政支援をしていかなければならないのか、またその必要性があるのかどうか、市長のご見解をお伺いいたします。

財政関係の最後の質問ですが、残っている土地については早急に売却などを対応していかなければならないと思いますが、今後において南丹市土地開発公社、小山東町区画整理組合の所有地を積極的に販売を促進していくために、取り扱いの窓口として一本化するなどして、販売の努力をしていかなければならないと思いますが、市長の今後の方針について、お伺いいたします。

続きまして、第2番目の質問でございますが、このまちづくりについての質問は議員就任以来、何度となく質問をさせていただきました内容ですが、やはり南丹市の中心市街地がどう位置づけられ、どう整備されていくのか、重要な課題であります。市民の皆さんにも理解をしていただく必要がありますので、今回も少し観点を変えて、質問させていただきたいと思います。皆さん、よくご存知のとおり園部の中心市街地については以前は買い物客も賑わい、古くは映画館まであるような状況でした。現在は少し遠くても車で移動ができるということで、郊外型の大きな総合スーパーなどへの買い物が当たり前のようになっていることで、全国的にはシャッター商店街が多くなるなど、町の中の商店街が商業の中心地であったという商業自体が大きく変わってきている状況であります。私が申し上げるまでもなく、今年度の商工会の総会に出席いたしまして、会長さんのあいさつを聞きましたところ、同じように郊外型になったと、町の中の商店街が活性化なかなかできないというような話も聞いております。園部町の商店街においても、上木崎町、内林町地域にお客さんが流れており、本町や上本町、新町など町中の商店街が、商業の中心地の位置づけが失われるようになっていることは事実であります。そういう意味では今回の本町区画整

理事業の果たす役割は、町中の活性化を取り戻すためには重要であり、大きな期待を寄せ られているところでありますが、事業を開始してから数年が経過するなかで、完成までま だ時間がかかるようであり、早期には事業完成が見えてこないと、お客さん自体も遠のい てしまうし、商店自体も商売が存続できるのか、賑わいを取り戻せるのか、不安な状況に もなっているような状況でございます。また、市長も私も旧町に住んでおりますので毎日、 宮町の交差点へ行きます。あの交差点が5年経ちまして、まだどうにもならんというよう な状態で、あれがまだ、今後何年続くのかということで、近所の人、住民の皆さんがいろ いろ批判をいたしております。とりあえず早急にシンボルロードから国道へ入る道、そし てその前に行きますと、京都銀行までのあの30mの道について、あそこを通りまして、 私も市長も一緒だったと思いますので考えてみまして、あそこが30mになり、宮町のシ ンボルロードと同じ色合いになり、片方では更地が多く残っております。そして商店の方 はみな下の方へ行かれて、あそこには商店街がないようになると思います。このことも自 覚していただきまして、見ていただきまして現場を、合併協定のこともあります。いろい ろな方針もあると思いますが、ぜひ市長の自主的な方針を見せていただいて、改造をして いただきたいというふうな思いであります。これまでの経過の中で多額の経費が投資され ていますので、早急に明確な手立てを打ち出して、市長個性的な独自性を発揮していただ いて、特色のあるまちづくりを進めていく必要があると思いますので、今後より財政状況 が厳しくなるなかで、これまでにいろいろと計画されてきた当時とはずいぶん財政面だけ でなく、状況が変わっていることもありますので、ただ単なる事業の継続ではなく、将来 的にも必要とされる現実的な内容は何なのか、より皆さんで知恵を出し、工夫をこらした 新しい佐々木市政としての事業展開や対策も必要ではないかと思いますが、市長として、 どのような市街地の活性化や町中の将来像の展望を考えておられるのか、現在の事業の進 捗状況と併せて、お伺いしたいと思います。

それと、私は以前から賑わい拠点として、集客力や市民が喜んでもらえるような施設ができないかということで、健康や福祉的な総合施設の整備をしてはどうかということを提案させていただいたこともあります。入浴施設なども含めた施設であれば、よりいいのではないかということも申し上げたと思います。全国的には、そして南丹市においても今後は短い時の流れの中で高年齢者の人口、また高年齢者や世帯が急増することが予想されるなかで、健康や福祉についても誰もが重要な課題として考えていることでもありますし、メタボリックシンドロームですか、そういう生活習慣病といわれるようなものも多くなる中で、自分自身の健康についても興味を持ち、病気への予防、また介護予防などについても真剣に考える方も多くなっているようであります。そういう意味で私は拠点施設として、高年齢者の方の福祉活動や健康などの予防施設としての複合した拠点施設ができないものかと思い、本町区画整理事業の中での整備について、提案させていただいたところですが、まだ施設の内容が最終的に決定されないのなら、そういう施設も含めて考えていただけたらと思います。また新光悦村ができることで、関連した集客が考えられるのではないかと

いう話や、また、これまで商工会館も併設したような商業拠点施設を整備するという話も ありましたので、別の面から賑わい施設の整備を考えておられるなら、それも聞かせてい ただきたいと思います。

それと、現在予定されている区画整理地域内の拠点施設の整備予定地の面積ですが、市の保有する面積として460坪、1,400㎡が残ると聞いておりますが、人に集まってもらう魅力ある施設が必要ですし、私の考えでは集客力のある拠点施設を整備するにしては、少し面積が足りないように思います。できましたら、それの倍とまでは言いませんが、増やしていただきたい、何とかならんもんかと懸念をいたしております。

私たち議員も、そして市民の皆さんも南丹市の明るい未来と安定した発展を期待しておりますので、今後、南丹市政をより推進していくために、佐々木市長の積極的で前向きなお考えとしての答弁をお願いいたします。

以上で、私の第1質問を終わらせていただきます。

○議長(高橋 芳治君) 森嘉三議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは森嘉三議員のご質問にお答えいたします。

まずは1点目、南丹・京丹波地区土地開発公社、この所有地につきましてのご質問をいただきました。

ご承知のように企業誘致、また都市計画事業、それぞれの事業計画に基づきまして土地 取得、先行取得を行ってきたわけでございますし、そういったなかでバブルの崩壊もあり ましたし、急激な社会情勢の変化、当初の計画どおりに事業が進まず、まさに長期遊休土 地として現存しているというのが多くあるのも事実でございます。私は基本的な考え方と して、この保有地の処分を先送りにすればするほど、利子が増加するわけでございます。 後年度に負担を増やすだけになるという観点からも、早急にこの処分の方法、方針をまず 第一歩としてはそれぞれの事業、これ目的をもって取得したわけでございますので、もう 一度検証をすることが必要ですし、事業そのものの見直しも含めて整理をしていく、これ がまず第一義的に必要だというふうに考えております。こういったなかで、やはり早急に 処分できるものはしていく、そういった体制づくりをしていかなければならない、このよ うに考えております。現在、土地開発公社名義の用地、八木町の虎屋さんの用地を除いて、 今年の3月末現在で20万9,000㎡、借入金額37億円となっております。うち、利 息分につきましては、8億1、000万円という借入金額の中ではそういう状態でござい ます。また、こういった現状がありますので、先ほど申した形を早急に推進していく、こ のことによって改善を図っていくということは、まさに喫緊の課題であるというふうに認 識しております。

また小山東町平成台、ここだけが今、現在分譲による販売を行っておるという形なんで ございますが、土地開発公社所有分が68区画ございまして、すでに売却済が49、残り

19区画残っております。この販売体制につきましては、旧町当時から変化がしておりま して、今この部分について販売体制を整える必要がある、このように考えております。こ ういった販売体制の整備も含めて、早急に検討していかなければならない、このように考 えておるところでございます。こういったなかで14年後には、合併特例としての財政支 援がなくなるわけでございまして、特別交付税で措置をいただく間に、保有地処分の資金 として土地開発基金に積み立てをして、財源確保をしていく、こういった方途も措置して いかなければならない、このように考えておるところでございます。こういったなかで、 今、金利の上昇も懸念されるとこから、やはりこの課題には早急に取り組んでいくと、こ ういうことが重要であるとこういうふうに考えております。また平成台における、いわゆ る大区画、今、税務署につきましては平成13年に移転が完了いたしたところでございま す。今、裁判所等の国の出先機関、これを移転していただくような方向で、旧町当時から 折衝が続けられてきたわけでございますが、これも先ほど申しましたように時間が経過す るほど、利息も増えるわけでございます。私どもも法務局や裁判所、こういった移転につ いてどういうような意向をもっておられるのか、早急に回答を求めていくために、今、折 衝に入っておるところでございます。こういったなかで、実現性がないというふうなこと が結論づけられるならば、早期に方針を転換をし、新たな処分方法も検討していかなけれ ばならない、このように考えております。また、今、同じ平成台の中で小山東町区区画整 理組合、今の状況でございますと、処分後において売却損失が出るとは聞いておりません けれども、この保有地処分が長期化するというふうなことになってきますと、先ほど申さ れたような財源不足ということが生じるわけでございますので、当然こういったことのな いように、連携をしながら販売促進にも努めていかなければならない、このように考えて おるところでございます。

いずれにいたしましてもこの土地開発公社の所有地等、まさに長期遊休土地として残存しておる、利子を生むという基本的な問題がございます。このことは市の財政にも大きく影響していくということは自明の理でございます。私どもの市有地、市の持っておる土地も含めまして、もう一度早急に再点検をし、不要な土地、使わない土地ということなら、売却という形の中で一定考えていかなければならない。様々な課題はあるわけなんですが、財政面を考えるなかではこういうことを早急に取り組まなければならないと思いますし、また未利用地の、未利用施設の活用ということも、積極的に進めていかなければならないというふうに考えておりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますように、お願い申し上げる次第でございます。

また園部町の中心市街地の課題につきまして、いろいろご指摘をいただきました。とりわけ宮町交差点の改良、この問題、まさに中心市街地の真ん中で、あのような状況が長年にわたり続いておるということは大変遺憾に思っております。今日までも国交省・京都府とも連携をしながら早期に結論を出していただくよう、また事業を推進していただくようお願いをいたしておるところでございますし、引き続き努力をしてまいる所存でございま

すので、よろしくお願いいたしたいと思います。

また、ご指摘のございましたこれらの事業推進、早期にやはり地権者の皆さん方のご同 意の中で、本町区画整理事業推進していただいております。こういったなかで、やはり長 期にわたりご心労をおかけしてまいりました。やはり私は早急にこの問題、事業推進を行 うなかで終結していきたい、このように考えております。こういったなかで、まちなかに ぎわい拠点施設につきましては、ご承知のとおり本町区画整理事業に伴い、合併前でござ います平成17年末、旧園部町において、商工会館機能を含めた拠点施設補助金として考 えておりましたが、まちづくり基金に繰り入れされ、南丹市が継承したところでございま す。合併前にも商工会において、建設委員会を組織いただき、ご検討いただいてまいりま した。また合併後も、今、地権者でお作りいただいておりますまちづくり協議会、商工会 の役員の皆さん含めまして、にぎわい対策事業の協議会を設立いただいて、具体的な整備 計画、また建設から運営に至るまでの役割分担、こういった部分についても詰めて検討を 続けていただいております。様々な課題もありまして、また様々なご意見も私どもの耳に も入っております。こういったなかで、行政といたしましても市街地活性化の拠点施設と なる施設づくりのために連携をとりながら、早期に実現できるよう努力をしていきたい、 このように考えておるところでございます。先ほどおっしゃいました、あの場所だけでは ちょっと狭いのではないかというようなこともございますし、議員以前からご提案をいた だいております福祉の機能を持った施設をする方がいいんじゃないかというご意見、以前 からもお伺いしておりますし、その辺も含めまして十分な話し合い、また協議をしていき たいと思っております。また、この部分につきましては建設だけではなく、今後の運営と いう大きな課題もございます。こういうことも十分に踏まえまして、今後、努力を続けて いきたい、このように考えておりますので、今後とものご協力をお願いいたしまして、ご 答弁といたします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

森嘉三議員。

○議員(14番 森 嘉三君) 2番目の質問をさせていただきます。

小山東町平成台につきましては一番占める割合が大きいんですので、私なりに考えてみました。借入が14億7,000万あるそうです。それで土地が4,700坪ということで、単純に割り算をしますと、坪が31万円というものにつきます。31万円につきまして、それを私らが思います小さい区画にしようと思いますと、その中には道路も入れなあきません。工事も側溝につき、いろんなことで工事代金も負担されてまいります。だいたい道路とりますのに20%ぐらいは消えるのが常識でございますので、今、言います2,000坪、仮に開発しますと、400坪ほどは道路に消えるわけでございます。そうして考えてみますと、坪単価が非常に高くなってまいります。これを販売しますと、市の負担が大きくなります。その負担をどこで補てんするかということが重要な問題でもありますし、それだけの損害を与えて、市民の皆さんにご理解いただけるかということで、販売に

つきましても懸念があります。ということで、そういうことでありますので、今後は計画 的に処分することを考えていただいて、委員会等、組織をあげて整理をされていかなかっ たら、問題が残るような問題じゃないだろうかと思います。

それから、私の質問の答えの中で平成台の小山東地区の土地区画整理組合があります。 それの責任がまだ残っておりますので、決して儲かるような仕事ではないと思います。も しくは損失が出た場合に、市としてはそれの援助をするのかしないのか、ということをは っきりとお聞かせ願いたいと思います。

それから、いろいろ言いますが国道の問題でございますが、河原町から大橋まで、中途半端な工事をして建設省はほったらかしにして、周囲の皆さんにご迷惑をかけております。あれは建設省といえば建設省ですが、市といたしましても、あれを放置してほっとくわけにもいかんと思います。あそこは震災のときに自動車が通過しにくいということで許可が下りた道だと聞いております。ぜひともあれを完成させていただいて、大橋の建て直しとか、いうのを待ってますと、いつになるかちょっと不安であります。ですから、せめてあれを完成させていただいて、あとは少々のしばりがあっても、まずあれを工事を完成していただきたいということを、国交省にお願いをしていただきたいということであります。でなかったら、町の中の国道につきましても、いつのことは分からないようなことでワイワイ皆騒いでおりますが、本当にあそこがあの道が8m下がって広くなるのかならないのか、できるのかできないのか、いろいろな問題も残っております。ですからそれも早急にお考えいただいて、市民の皆さんにお知らせしていただきたいと思います。

これで第2問目は終わります。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それではお答えいたします。

平成台の件でございますが、先ほど具体的な数字をあげられてご指摘をいただきました。 当然、再分譲区画になりますと工事費もかかりますし、高額な分譲価格ということが、そ んなことを出して買っていただけるのか、またそれを下げることによることのご理解を得 られるのか、そのままほっといたら利子が増える、大変厳しい課題の中でどのように考え ていくか、この辺を十分な精査をしていかなければならないと考えております。

小山東町区画整理組合、この保留地でございますけれども、これは組合、基本的には組合施行でやっていただいておりますので、当然、組合の責任においてやっていただかなければならないというのは基本でございます。また、のちに財源不足が生じた場合、組合員に対して再賦課金をかけられておるとか、再減歩を行って保留地を追加されておるとか、いろんな他の事例があるようでございます。基本的にはそういったことのならないように、販売促進にともに力を合わせてやっていきたい、このように考えておるところでございます。

また、今、国道9号の拡幅の問題、宮町の交差点改良の問題もいつになったらどうなん

やと、また河原町交差点から大橋までの問題、昨日の一般質問の中でも大橋の架け替えの問題、国交省として、国として基本的にどのようにお考えいただいておるのか。また工事としていつまでにどんだけしていただけるのか。今日まで、まさに現状としては同じような状態が続いておるわけでございますので、私も何度も国交省の方々には早期に明確な開通時期と申しますか、改良時期、供用開始の時期をお示しいただくように、お願いをいたしておるところでございますが、長期に渡っております。早急にこの点につきましても国交省、また京都府との連携の中で明示をさせていく努力をいたしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(高橋 芳治君)** 答弁が終わりました。 森喜三議員。
- ○議員(14番 森 嘉三君) 今日までは1年余り経ちまして、市長の答弁も合併協議会とか、いろいろのしがらみでしゃべっておられました。これからあとの残す間、何事が起きましても、これは市長の責任でありますし、我々も市長に期待をしておるわけでございますので、勇気をもって市長の行動を期待しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

これで終わります。

〇議長(高橋 芳治君) 森嘉三議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

11時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時30分再開

- **○議長(高橋 芳治君)** それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行します。 次に19番、井尻治議員の発言を許します。
- ○議員(19番 井尻 治君) 議席番号19番、南風会の井尻でございます。

先に提出しております通告書に基づいて、質問をいたしたいと思いますが、何分久しぶりの質問ということで、ちょっと欲張って質問項目が多くなりました。質問には時間制限ございますけれども、答弁の方は制限がありませんので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

まず都市計画についてお尋ねをいたします。

さかのぼりますと昭和59年に、今の本町区画整理事業の前身であります中心市街地再開発の計画が発表されて以来、都市計画として決定された平成14年から事業が着手されました。本格的には平成16年からこの工事が進められてまいりました。施工面積2.544a、総事業費は14億6,300万円で街路事業などと合わせますと、45億円もの総事業費であります。合併以前の旧4町の事業でありますので、当時の経過については詳しく承知いたしておりませんが、今事業主体は南丹市となり多くの財源を投入し、事業の推

進を図っているところでございます。この事業は関係者の大きな期待を担って、この中心 市街地の活性化計画であり、また、そのプロジェクトの大きさと、これまで厳しい条件の 中で、ここまでこぎつけてこられた関係者の方たちにも敬意を表する次第でございます。 しかし、一方で未だ完成予想図も公表されておらず、対象住民の方々の不安の声も聞かれ るのも、また事実でございます。計画実施期間の長期化による影響や対象商店の後継者問 題など、まだまだ課題が多いように見えます。私は合併後における知識しか持ち合わせて おりませんが、逆にその新鮮な率直な感覚で今の現状を見てみますと、基本的には南丹市 の中心地として繁栄することは誰もが願っておるところでございますが、その願いと市街 地活性化の実現に、やや不安を抱いているところであります。それは内林地区に多く進出 してきた大型店舗との関係であります。昨年、産業建設常任委員会で視察してきました美 濃加茂市の区画整理事業の視察の件で、中心地の商店街がですね、平日にもかかわらず、 先ほど先のご質問の中で、森さんのご質問の中でありましたように、中心地の商店街がシ ャッターをすべて下ろしておられる、こんな状況を見て、これはどうしたんだというふう に担当職員の向こうに聞きますと、近くに大型店舗の集積地ができたためだというような 説明を受けました。この事業もですね、本市の事業も自由競争の時代ではありますから、 企業の進出は当然かも分かりませんが、しかし、このことと中心地市街地活性化事業との 共存・共栄が果たしてできるのか、また、それらの事情も計画を策定していただいた想定 内のことであるといえるのか、お伺いをしたいというように思います。合併したとはいえ、 中心地の園部の人口はわずか1万7,000余りであります。過当な競争にならないよう に、また、より中心地の活性化にそういったことが影響が出ないように願うところであり ますが、市長の見解を、ご所見をお伺いしたいと思います。

多少提出しております通告表とは順序逆になっておりますが、お許しを願いたいと思います。

続きまして、入札制度と情報管理について、お尋ねをいたします。

最近、工事発注に絡んだ不祥事が多発しております。全国的には後ほどお尋ねいたしますが、緑資源機構の問題、さらには予期しない隣接町の工事契約に絡んだ贈賄容疑で支所長が逮捕されるといったような不祥事が発覚をいたしました。今月に入り、枚方市では市長、府議会議員、さらには府警警部補まで巻き込んだ大手ゼネコンの談合事件が発生するなど、公人が関与する事件が後を絶たず、大変憂慮すべきところでございます。こういったことから、わが南丹市においても多くの公共事業を適正に執行していく上で一般競争入札の導入、予定価格の公表など入札制度の見直しを求められるのではないだろうかというふうに思いますが、また入札に関する情報の守秘など、どのように管理されているのか、また度重なるこのような事件の重さと本市にもあり得るこの危険性に対して、職員への通達は市長はどのように指示をされていたのか、お伺いをいたします。

続きまして、今議会に上程されました組織機構の再編について、お伺いをいたします。 この件は先日より各議員からそれぞれ質問がありました。重複する部分については答弁

を調整していただいて結構でございます。さて多くの時間と多大な労力を費やして、住民 の皆さんとようやく4町合併合意にこぎつけた、その当時を思い返しますと、昨日のよう に鮮明に、今よみがえってまいります。地方自治の歴史的な改革に参画させていただいた 一人として、今もその責任の重大さを再認識させられます。平成18年1月1日、旧4町 がそれぞれ築き上げてきた、誇り高き歴史や文化を1市に統合し、新たな行政区をスター トさせることになりました。ご案内のように合併では幾多の困難な問題、課題について合 併協議会や旧4町において、それぞれ協議を重ねてまいりました。なかでも美山町におい ては二度にわたる住民の直接請求が発行され、合併の是非を問い、また議会の解散請求ま で出されました。その当時の両方の住民の方々のその熱い思いと、また、その声を今回、 組織機構の再編の提案を受けて、今、改めて思い返しておるところでございます。住民サ ービスは低下しないだろうか、支所の存続と権限、また合併に関連した多くの事業につい て、合併調整がされてまいりました。やはり、そのなかでも最大のテーマは総合支所の設 置であり、おおむね10年とする支所設置期間の決定は大変な議決事項であったといえま す。その支所を設置することによって、住民の皆さんの合併合意が得られたものと思いま す。ゆえに今回提案されます組織改革は合併協議会の一員として参加した者にとって、正 直とまどい、また複雑な心境でもあります。副市長をはじめ多くの執行者が当時の合併協 議会に参画されてまいりました。あの当時の状況を十分認識した上での提案であると思い ますが、合併後1年半しかまだ経過をしていない今、行財政改革のもとにあえて、支所機 能の縮減を含む機構再編を執行しなければならない、その緊急性、また改革による効果、 財政的理由など分かりやすく明確に提示されるべきであると思います。また住民に対して も説明する責任があると思います。私は平成18年度、今年の9月決算の精査を見て、以 前、吉田議員からの提案がありましたように、市長に各4町をまわるタウンミーティング などをされる、そういう順序の方がよかったのではないかというふうに思いますが、市長 の見解をお伺いをいたします。

続きまして、農用地整備事業において、お伺いをいたします。

いをいたします。

去る5月農林水産省の所管であります独立行政法人緑資源機構が、幹線林道事業と農用 地総合整備事業の入札に発注者が絡む官製談合事件が発覚し、元理事など多くの関係者が 逮捕され、大きな社会問題となりました。緑資源機構による南丹建設事業所管内の事業は 園部日吉線の2工区、園部八木線の3工区の農業用道路が建設されており、区域の農林業 の活性化や地域産業の振興を形成するために、それぞれ工事が進められております。しか し、今回の緑資源機構の不祥事に対しまして、政府の規制改革会議ではこの機構の主要事 業の廃止を求め、また安部総理も緑資源機構の廃止を支持するなど、中山間地における農 林業の振興にも影響が出るものではないかと思われます。事業所管内では多くの事業が進 行中であり、各工区が施工しております事業に対する影響はないか、お伺いをいたします。 また、現在の工事の進捗状況について、進捗率はどのぐらい達成できているのか、お伺 続きまして、自治振興についてお伺いをいたします。

自治振興会については、合併協議におきましても、法的な自治振興会の設置が合併後の新しい市には必要であるということを提案してきたこともありますが、旧各町自治会の組織機構に隔たりが多く、現実、実現することはできませんでした。合併を機に法的要件を満たしてはおりませんが、以前の区長会が発展的に統一され、現在の南丹市自治振興会が発足したものと思います。広域行政において、住民と行政の情報伝達の機関として大変重要な役割を果たしていただいておるところでございますが、その振興会から提出された要望等の扱いについては、旧町単位の支所扱いなのか、また本庁対応にする要件や、またその範囲をどのようにされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

これまで要望に対する回答がほとんど旧町の場合、直接その団体に回答がされたという ことが非常に少ないこともありまして、内容審査や事業採択への手順など、要望事項の扱 いについてお伺いをいたします。

続きまして、地域振興についてお伺いをいたします。

先日、6月6日の新聞報道で日本サッカー協会の副会長、釜本氏が南丹市役所を訪問され、将来の日本を背負うサッカー選手を育てたいとして、ゴルフ場に天然芝のサッカーグランドの建設を表明されたとの報道がありました。また、この事業を地域の活性化にも役立てるとの意向のようであります。この地域における日本レベルの対象事業としては異例の話であり、本当に実現するなら歓迎をいたしますが、何ぶん突然のことであり、地元や関係ゴルフ場の会員の皆さんにもあまり知られていないようであります。市役所で市長は、市としてできる限りの協力をするというふうに答弁されたという報道がありましたが、どのような協力関係を考えておられるのか、また、この事業についての分かる範囲で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

市の合同事業の開催について、お伺いをいたします。

市民の誰もが大きな不安とささやかな期待を持って、合併への道のりを歩み始めて1年半が経過いたしました。依然、厳しい財政状況の中で旧町独自の取り組みや事業の継続見通しについても、決して楽観が許されない、そんな空気が市民の中に漂っておると思います。また、今回の組織機構の改革により支所機能の縮小など、合併後の市民生活に閉塞感が漂うなど、まだまだ新しい行政区としての一体感を共有するに至っておりません。昭和の合併時は交通や情報の未整備などによって、長い期間、旧町意識が残っておりましたが、今は情報基盤・交通基盤の整備による、また生活エリアの拡大など、合併したことが市民の一体感を持つ条件の究極の弊害となっていないはずであります。市政を円滑に運営していく上で、また発展させていく上で、市民の一体感の共有こそ市としてスタートした今、まず取り組むべきソフト事業であると思います。そういう面から文化事業・スポーツ事業による効果は大変大と考えております。それらの振興と併せて、全市的に取り組むイベントの開催が重要と思いますが、社会教育振興としてどう考えておられるか、お伺いをいたします。

続きまして、河川整備についてお伺いをいたします。

先般、ドイツで第33回主要国首脳会議、サミットが開催され、地球温暖化問題を主要 議題として国際的な連携を討議されました。まさに環境サミットといえるものと思います。 環境のバロメーターともいえる命の水にも危機が迫っているようでありますが、わが南丹 市には日本に誇れるような由良川の源流、美山川や京都の都に注ぐ桂川の源流に日吉・園 部・川辺地区の、また八木地区がその恩恵を受けて、歴史的にも早くから栄えてまいりま した。一方で半国山の源流を経て、るり渓通天湖より注がれる園部川は、生活に身近な川 として活用され、その多くの役目を果たしてまいりました。しかし、どの川も度重なる災 害により川本来が持つ美しさと機能をなくしてきたように思います。川は生き物であり、 人が川を支配し、殺してしまっては川は単なる下水管に過ぎません。川を生かしながら支 配をする、これが今の河川整備であり河川行政の原点であるというふうに思います。幸い 南丹市では、美山川や桂川流域では景観面や防災上の河川整備が整いつつありますが、今 回、お伺いいたしますのは園部川の園部大橋から下流、園部駅前付近までの河川整備につ いてであります。これは先日、矢野議員さんの質問の答弁でもありましたが、重複する部 分もあると思いますが、この件についてであります。右岸側から見ますと、川の流れも見 えないほどの状況でありまして、決して汚染されていることはないと思いますが、親水的、 親しみのある親水的、景観的にはその要求を満たしているとは言えません。本町区画整理 事業において、中心地にポンプアップしてでも水辺の空間を設置しようとするなど、人は 水への関わりをなくすることはできません。市民の環境意識の高揚と将来の環境への目的 意識のためにも、住民の皆さんと一緒になって園部川の再生をしてはどうかというふうに 思います。かつて「京都加茂川をもう一度鮎が住める川」に、と行政と市民が再生に立ち 上がった経緯があります。京都府の管理下のことでありますが、市が将来のきれいな川づ くり事業として事業化できないか、見解をお伺いをいたします。

続きまして、福祉の関係で市高齢化地域の実情把握と対策について、お伺いをいたします。

南丹市の高齢化率は28%にも上昇し、今後は本格的な少子高齢化社会へと突入するであろうと容易に推測されます。情報基盤の整備や交通対策の整備が進んできたものの、いまだ日常における通常的な生活の営みにも、多くの不便を強要されている生活環境の中で生活されている方が多いのに、将来の不安を一層感じます。社協の資料を見てみますと、美山町や日吉町では配食サービスの利用者で、本来なら受給対象にならないのではと思えるような自立できる方たちが、配食サービスを受けておられるケースもあります。きっと車の運転やバスの利用もままならない方だろうというふうに思います。またゴミ出し場所の不便さ、家の周りの雪かきも思うようにもできない、このような一例を申し上げましたが、そんな声をあちらこちらで聞きます。平成18年3月に南丹市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が策定されました。3年見直しとなっており、なおかつ、初期の計画策定には合併後3ヶ月という大変短い期間での調査であり、十分な調査に基づいた計画がさ

れたのではないというふうに思います。今から高齢者生活実態の本格的調査をし、次の平成21年のそれら計画策定に反映しなければならないのではないかと思います。見解をお伺いをいたします。

安心して暮らせる生活環境への整備を高齢者の目線に立って、真剣に、適切に取り組みを考えていくべきというふうに考えております。バスの乗降時間の設定や路線など、市バスの福祉バス的活用の対策も、そのまた一つではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いをいたします。

最後の質問になりましたが、続いて、福祉スポーツについてお伺いをいたします。

市域内では高齢者の皆さんが楽しんでおられるスポーツに、ゲートボールとグランドゴルフがあります。特にゲートボールにつきましては真夏の炎天下、真冬のグランドに人影が途絶えたことがないくらい毎日熱心にプレーをされております。若い人たちからお年寄りには負けるわ、そんな声をよく聞きます。これだけ長期にわたり、しかも高齢者スポーツとして定着した例は非常に少なく、今や地域に根ざした福祉スポーツとして、その人たちの生活サイクルの中に深く取り入れられており、杖をつきながら毎日グランドに向かうその姿に尊敬と拍手を贈りたい気持ちであります。京都府においても生涯スポーツ社会実現プランが高齢者や障害者など幅広い事業の実施に向け、実施できるように同プランの改定をこのほど行いました。スポーツ環境の重要性をそのようにあげております。悪い意味の表現ではありませんが、お年寄りが外で一日過ごすと嫁が喜ぶ、そう言われているようであります。これは健康を喜んでいるということだというふうに解釈いたしますが、そういったことが高齢化社会での福祉に重要な介護予防にも大きく貢献しているのではないだろうかというふうに思います。福祉施設の近くにゲートボール場などを設置している所もあり、南丹市としても元気で生きがいをもちながら、長くプレーできる環境の整備や奨励・啓発等についてもサポートが必要であると考えますが、お伺いをいたします。

大変長時間にわたり申し上げましたが、ご答弁の方よろしくお願いいたします。

〇議長(高橋 芳治君) 井尻治議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、井尻議員のご質問にお答えをいたします。

まず園部町の中心市街地の活性化事業につきまして、ご質問をいただきました。

先ほどの質問にもございましたけれども、まさに園部町におきまして中心市街地の再活性化を図ろうということで、今日まで取り組んでまいりました事業でございます。ご指摘のありますように全国的にも見ましても、今、中心市街地の空洞化というのが現実の問題として大きな課題となっております。いかにこの中心市街地に人を誘導できるか、大きな課題であると私も考えております。こういったなかで京都新光悦村の分譲も始まり、工場建設も始まってまいりました。また内林の区画整理事業、推進いただいております。先ほどのご質問の中でもお答えいたしましたが、この本町の区画整理事業に伴いましては、や

はりまちなか賑わい施設、これをどのようにやっていくのか、商工業者の皆さん、地域住民、また地権者の皆さん方と、今、十分な協議をしながら考えていっていただいております。私は決してこういった事業を連担するなかで進めていくならば、整合性がないといえないとは考えております。私はこういったなかで内林、また京都新光悦村、こういったとこと連携をとるなかで、この中心市街地の活性化が図れるものと確信をいたしておるところでございますし、ただ施設ができれば賑わうというものでもございません。関係の住民の皆さま方が元気を出していただき、また将来に対して意欲をもって取り組んでいただける、こういった部分も含めまして、行政としても協調をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、入札制度の問題につきましてのご質問がございました。

新市となりまして、南丹市建設事業等執行審議会設置をしまして、また審議をいただく なかで2月2日答申をいただきました。これに基づきまして、より適正化を図るための入 札制度等の実行を行っております。6月4日には南丹市として初めて一般競争入札3件の 公示を行ったところでございます。また7月には公募型、簡易公募型でございますけれど も、指名競争入札を開始する予定となっております。また電子入札システムが導入でき次 第、今年度中に電子入札も行うという方向で、今、進めておるところでございます。ご指 摘のございました予定価格につきましては、4月からすでに事後公表を行っておるところ でございます。こういったシステム面でのことを努力をいたしておるわけでございますが、 ご指摘のように、他都市におきまして様々な事件が続発しておるのも事実でございます。 私どもといたしましても、これを他山の石として、十分に職員に対しましても公務員であ ること、また市民の目と厳しい目があるということを十分踏まえて、適正な管理、また執 行に努めること、不祥事防止ということは当然のことでございますし、これは事あるごと に申しておるわけでございますし、基本的なこととして設計・書類、当然ロッカーに入れ て施錠するというようなごく基本的なことまでも、これは日々管理職を通じて、職員諸君 にも十分に徹底をいたしておるところでございます。こういったなかで、私どもあらゆる 機会を通じて、市民の皆さん方から不信感をもたれるようなことがないように、より一層 このことを推進していきたいというふうに考えておりますので、ご指導、またご協力を賜 りますようお願いいたします。

組織の改革・強化につきましての点につきましては、以前の質問にもお答えをさせていただいたところでございますが、私はこういった厳しい状況の中で、平成22年度には現在の状況が続くと、すべての基金が底を尽くというふうな現状を考えた場合、やはり今やらなければならない、いう決意で条例の提出を行っております。そういったなかでも申しましたが、私は総合支所として三つの支所が当分の間、10年を目途にという合併協定に基づいたこういった期間、何とか維持できるよう、こういった堅持するためにも必要であるという観点から、機構改革に踏み込んだ次第でございます。また経費面でどうか、財政効果はどうかということでございますが、先ほどの臨時職員等のお話もございました。こ

ういった人件費の削減につきましても効果を求めるために、この体制をとらなければならない、こういうふうに考えておるところでございますし、財政の見通し、先ほど申しましたが、今後、行政改革の実施プランを早期に確定することによって、こう改革すれば、こういうふうな数字にもなるということを含めまして、市民の皆さま方に公表していきたいとも考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農用地総合整備事業、すなわち緑資源機構の件についてでございますが、議員ご指摘のとおり、報道によると、機構の廃止というようなことも触れられておるということでございますけれども、新規事業については凍結をするということになっておるようでございますけれども、今年度末までに策定される独立行政法人の整理・統合化計画の中で決定されるという状況になっているようでございます。しかしながら、着工済みの工事につきましては、完了まで予定どおり続けていくということは確認をいただいておるようでございまして、先日も緑資源機構の幹部の方から、今後の進捗状況についてのお話がございまして、現在のこの管内における計画についての推進については支障はないと、いうことを断言していただいております。また本市内での事業の進捗率につきましては、本年3月、昨年度末ですけども事業費ベースで66%になっておりまして、現在、未完成の園部日吉線1工区、2工区、そして園部八木線1工区についても計画どおり平成21年度末までに完成する予定というふうに、機構ご当局よりお話を聞いておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また自治振興会、また各種団体からの要望についてどうなのかということでございますけれども、これは今、住民自治組織、それぞれご質問の中にもございましたように、それぞれの旧町における形態が違っております。昨年度から南丹市自治連合会的なものをというふうな合併協議の中ではお話し合いをされたような内容で、統一化するというふうなことになっておったんですが、あまりにも違いがあると。また今日までの歴史的な背景を考える場合、十分な話し合い、またご理解をいただくなかで、こういった統一的な組織を作っていこうということになっておりまして、今、その調整を行っておる最中でございます。しかしながら、各地区の各自治会等からも多くのご要望をいただいておりまして、各種団体からもいただいております。こういった、やはり文書でできる限り早期に対応、ご返事させていただくということを基本において、今、調整なり、調査なりする部分もありますし、また財政的な側面からの対応も必要であります。こういうことを所管課において、それぞれ十分な精査をしながら、市としてご回答をさせていただくというふうな方向で心がけておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、サッカーの件で釜本氏がおいでになりました。報道もされましたので事実でございます。今サッカー、大変ワールードカップ以降、ブームというふうな形になっておりますが、やはり本格的なサッカーということになりますと、芝生グランドの建設ということが、やっぱり第一に必要であるというようなことを、釜本さんもおっしゃっておりました。こういったなかで、私は大変こういった企画をこの南丹市に持ち込んでいただいて、進め

ていただくということは大変ありがたいというふうな思いでおります。そういったなかで、詳細についてはまだ具体的には検討中であるというような内容のお話でございました。今後、具現化するなかでそういったことについて、ご協力を、というお話でございましたので、地域の振興、また青少年の育成をはじめとして、各種の市の施策についても、私は大変期待できる部分があると思います。市のできる部分というのが当然あるわけでございますし、計画が具体化するなかでそういった部分、できる限りという状況の中で努力、協力は惜しまない、こういった姿勢で臨んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、合併して1年半が経過したので、そろそろ共通した行事というふうなご指摘もご ざいました。

私は基本的には今、行われております旧町ごとのイベントがございます。こういったことの存続や、また統合等も含めまして、それぞれの地域の、また各種団体のコンセンサスを得ながら進めていく必要があると思います。また社会教育分野の部分もたくさんありますので、この点については教育長からご答弁がございます。

また、次に河川整備、特に園部町中心市街地を流れます園部川の件でございますけれども、先のご質問にも答弁させていただきましたが、現在、小山東区より下で事業を行っていただいております。そういったなかで、今、当該部分につきましては親水的な護岸や環境的な整備の交渉については、示されてないというのが現状でございますけれども、議員ご指摘のとおり、自然環境が求められる憩いの場、また水の浄化も含めた環境、そして親水的な護岸整備、低水護岸の整備というのは、まさにこういった時代に則した施策であるというふうに考えております。まず、現時点としては認可していただいている整備を、まず早急にやっていただく、こういったなかで上流の園部大橋までの新規事業認可について、先ほど申しましたような施策も含めた計画が進められるよう、京都府等要望をし、また連携をしていきたいと、このように考えておる次第でございます。

次に、高齢者の生活実態の把握についてでございますけれども、18年度におきましては社会福祉協議会・福祉シルバー人材センターに委託し、生活支援事業の利用実態調査を行ったところでございますけれども、市全体で福祉サービスを利用しておられる方が363件あったというふうにお伺いしております。今、ひとり暮らしの高齢者の皆さん、また高齢者世帯の方々、こういったなかで高齢者の生活支援事業、サービスの必要性というのは益々高まっていくというふうに考えております。幅広い視点からこのようなことをどうやっていくのかというのを検証していかなければならないと思っておりますので、今後とものご協力をよろしくお願いいたします。

次に、スポーツの関係で福祉スポーツといいますか、ゲートボール、グランドゴルフ、こういった部分、大変ウォーキングを含めまして、様々な高齢者の皆さん方も熱心にお取り組みをいただいております。健康保持、介護予防の面からも大変効果があるというふうに私も思っております。高齢者の方々だけではなく、若い世代からも含めまして、私は生

涯スポーツ、市民スポーツの振興、これには努力をしていきたいというふうに思っておりますし、体育協会の皆さん、また各種スポーツ団体の皆さん、そして高齢者の皆さん方には特に、老人クラブ連合会、こういった皆さん方とも連携していきながら、これらのスポーツ振興をさらに進めていきたいと考えておりますので、皆さま方のご理解、そしてご協力を賜りますようにお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

- **〇議長(高橋 芳治君)** 続いて、答弁を求めます。 牧野教育長。
- **〇教育長(牧野 修君)** 井尻議員のご質問に、お答えをいたします。

平成18年度の多くの文化関係及びスポーツ関係事業は、旧町単位に運営、開催されてきた経過を継続するという形で事業が展開され、実施をされてきたところであります。平成19年度につきましては、旧4町ごとに取り組まれてきた経過や独自性を大事にされてきた、そういう現状を踏まえながら、文化・スポーツ事業につきましては南丹市としてつになる方向で、また市民の皆さま方と一体感が共有できる、そのような方向で関係団体と調整を進めているところでございます。

文化関係におきましては、これまで旧町ごとの文化協会を中心として文化活動や発表の場としての文化祭が実施をされてきましたが、南丹市発足に伴い、旧4町の各文化協会により南丹市の文化活動の振興を図ることなどを目的として、南丹市文化協会連絡協議会が結成をされました。結成2年目の本年につきましては共同事業として、旧4町合同の展示会や舞台種目を開催し、南丹市としての気運を高めていく方向で検討をされているところでございます。市としてもこれらの事業を支援し、団体及び市民としての一体感の気運を醸成をしてまいりたい、このように思っております。すでに昨年度の現状を見ておりましたら、それぞれの事業開催について、旧町の枠を越えて参加をされているような状況も多く見られるような状況から、この機運の醸成というものは一層進むものとして期待されているところであります。

また、スポーツ関係では旧4町の体育協会をそれぞれ支部として、南丹市体育協会が発足し、地域事業も継続するなかで、全市的取り組みへの発展を念頭にした事業も順次検討されておるところでございます。なかでも府民総体の各競技の市予選会では、旧4町の関係者が話し合い、広く市民の参加を募り開催をされたところであります。その成果として、各競技の一体化が進んで、それぞれが大会での事業を展開できるようになってきたところでございます。今後は市民全体の一大イベントにつきましては、南丹市は一つという考えのもとで、運営にご尽力をいただいてる各種団体のご努力と実情を十分踏まえて、できるところから実施をしていきたく思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

井尻治議員。

〇議員(19番 井尻 治君) それぞれご答弁をいただきましてありがとうございます。

2回目の質問ということで、先ほど市長から組織機構の答弁がありました。今回のこ の提案がですね、市長の不退転の決意という大変重要な位置づけで提案されました。し かし、そのなかでは平成20年度のとりあえず予算編成が厳しい、それに向けた取り組 みを今からやっていかなければ、もう間に合わないというようなこともおっしゃられて おりますが、合併して1年半経過したなかで職員の皆さんがそれぞれ新しい配備につか れて、やっと定着してきたなというこの時期にですね、また新たな人事異動なり、組織 の再編が行われ、なおかつ、そのなかで細分化されるなかで、重要な20年度の予算編 成に対して、支障が来たさないか、こんなことを一方では心配をするわけであります。 そういう面にあたってですね、予算編成でも単純に一辺倒な補助金の削減で、この財政 難の急場しのぎということにならないように、これまでの各種事業のですね、投資的経 費であります各種事業の精査、そしてまた、設定されております工事期間、計画期間、 それから、また事業の優先順位などをですね、十分見直しなども含めて、広く財政再建、 財政計画の中で反映させていくための、この組織再編ということに位置づけてもらわな いと、というふうに思います。そういうときに新しい人事配置がこの数ヶ月の間で機能 していくかということをまず心配しておりますので、その辺のご回答を改めてお願いし たいというふうに思います。

また総合支所、おおむね10年は残していくために、という市長の発言でもありますし、また先般から住民には不安を与えない、この改革によって住民に不安を与えないということの大前提、これは大きな住民に対するメッセージだろうというふうに思いますが、その辺も確認をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから川の河川の改修でありますが、これは単なるハードの事業を、まず着工せえということじゃなしに、環境事業というのは大変ロングランで考えていかないと達成できないというふうに思います。市長は3期12年でありましても、まだまだそれでは足りないような計画を立てていかないと、この環境整備というのはなかなかできないというふうに思います。そういう意味では市民に対して、ひとつの環境維持、環境を守る、そういう大きな未来へのですね、今、我々がその環境に対する効果を我々が得るんじゃなしに、未来の子どもたち、また未来の市民のためにメッセージを発するということは、まず大事ではないかというふうに思います。そういう意味では事業に向けて、園部川をきれいにしていこうとこういうようなですね、前向きな発言をお願いしたいなというふうに思います。

以上、ご回答ありましたらお願いします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) お答えをさせていただきます。

ただいま行政組織の強化につきましてのご質問がありました。

そういう面で不安はないのか、ということでございますが、私は今の様々な状況を考えた場合、やはり20年度予算編成に間に合わす体制を作らないと、将来に禍根を残す、今やっぱりやれるとこはやっていく、大変厳しい状況であることは認識しておりますし、また困難性も認識しております。しかし、今やらなければならないことを今やっていくということが、将来の南丹市にとって、まちづくりにとっても、また財政にとっても重要である、いうふうな判断をいたしまして、今回の条例提出をいたしております。こういったなかで、当然、19年度の事業、着実に推進していかなければならないという責任もありますし、また今後、補助金を一律的に削減するとか、そういうような部分だけではなく、事業施策っていうのは十分取り組まなければならない、こういったことをきちっとやる体制をつくることが、今、大事であると。こういったことをきっちりと実施していくことが、私は将来に禍根を残さない、いうふうになるというふうな決意のもとに、実施を計画した次第でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また川の環境整備、これは環境という問題、今や本当に世界的な問題として取り上げられております。もう皆さんご承知のとおりでございます。私も今、この南丹市全域におきまして、素晴らしい自然があり、環境が保全されておる、こういった、まさに南丹市の宝である、これをいかに保全し、また育成していくか、こういったことを市民の皆さま方と、まさに手を取りあって行政も進めていかなければならない。こういった意味で川の環境整備につきましても、それぞれご努力いただいておる皆さんがおいでになります。また地域住民の皆さま方も、草刈やまた川のゴミ拾い等々、日々の地道なご活動も続けていただいております。こういったことを今後どのように進めていくのか、法的な整備も含めまして、この自然を守り素晴らしい南丹市の風土・自然・環境を守るという観点に立って、長期的な取り組みもしていかなければならない、いうふうに考えておりますので、今後とものご理解を、またご指導をよろしくお願いいたします。

- **〇議長(高橋 芳治君)** 答弁が終わりました。 井尻治議員。
- ○議員(19番 井尻 治君) 以上で、質問を終わります。
- **〇議長(高橋 芳治君)** 井尻議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(高橋 芳治君) それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行します。 次に12番、藤井日出夫議員の発言を許します。
- ○議員(12番 藤井 日出夫君) 議席番号12番、活緑クラブに所属しております藤

井日出夫です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告にしたがい農業振興と、それに付随しま す被害、特に有害鳥獣の被害対策について、質問をさしていただいます。

この件につきましては、私、3月の議会におきまして、一般質問の中で市長さんからご回答を賜っておりまして、また昨日も同僚議員が取り上げましたし、今回、また今日、質問をさしていただく、何でやと。この案件は非常に、今、南丹市におきますところの農業振興を含め、大変な住民の皆さん方の、農家の皆さん方の関心ごとになってきておるということでございます。東京の一等地の霞ヶ関の一室で論議をされておる。それも5回、6回というように農林漁業有害鳥獣対策検討チームが発足されて、いろいろな対策の経過を踏まえておる。また各種団体においても、真剣にこのことを討議、検討をされている。このことを見ますと、南丹市はこういう有害鳥獣の根所とも言うべき地帯でありますし、私も野生鹿の鳴く声を聞きながら農業をしている、そういう所で、議会において2回や3回論議があっても不思議ではないとこういうことで、質問をさしていただきたいとこのように考えておりますので、市長さんの懸命なるご回答を賜りたいと思います。

最初に農業振興でございますけれども、農業振興は幅が広いし、担い手の確保の問題 から新しい施策、農地・水・環境安全対策事業とめまぐるしく出てまいります農業振興、 こうしたことの重大さは論を待たないところでございますけれども、ここへ来て大きな 駆け引きを、駆け引きといいますか、そういうものが出てきましたのは、転ばぬ先の杖 といいますか、そういう感じで今日まで受け止めておりました農産物の価格安定事業と いう、これは農家とJAと市町村と府とがスクラムを組んで取っております事業であり ますが、ご存知のように今年の冬は温暖化のせいか、気温が上昇して、伝統野菜の水 菜・壬生菜の、また野菜成長が著しく、市場に蔓延して、冬場の価格が夏場の価格より も低いというような、そういう現象が出てきて、農家の被害は大変甚大な影響を受けた ということで、非常に憂慮する事態で、私も一員でありますけれども。ここへ来て、こ の価格安定制度が大きな再生産の農業を支える事業になってきた。南丹市においても当 初予算で一定の負担金、1,000万円という予算化をされて、前向きな対応をされて いるところでございますけれども、しかしながら、ここへ来て、この資金が底を突いて きた、枯渇してきたというような話も聞いておると、大変な事態です。これを何とか維 持、発展させていくためには、この関係諸団体によって、作り上げていかなければなら ないということを思いますので、行政としての、この立場も新たな決意の中で伝統野菜 を守る一員である、この柱をひとつ大切に前向きに捕らえていただいて、今後とも農業 振興に寄与していただきたいということをお願いして、今日の質問の本題であります有 害鳥獣の被害対策事業の質問に移りたいと思いますが、調べますと、わが国の鳥獣被害 によりますところの被害総額は200億円にも達すると、このように言われております。 南丹市の平成18年度の野生鳥獣による被害状況は京都農業共済組合のまとめによりま

すと、水稲・麦・豆類の面積、301.9ha、共済金額は2,970万円となっていると言われております。共済にあたらない被害を換算しますと、甚大な損害が出てると思います。また鳥獣捕獲頭数におきましては、鹿が1,111頭、猪が146頭、アライグマが117、猿が30頭というように、年々この数字が増えております。3月の時点からも増えております。このことは山間地域であります日吉・美山は言うまでもなく、南丹市全域に広がっているところでありますし、各農家の生産意欲が損なわれることもあり、至っては遊休農地も出てくるというようなことになりますと、集落の崩壊にもつながりかねない状況であろうと心配しているところであります。こうしたことから、なお一層の対策強化が必要であると思いますし、なお、4月の21日には南丹市の野生鳥獣被害対策会議が開催されたそうです。そのなかにおいても、被害鳥獣のいろんな内容報告なり、今後の損害防止対策が協議されたと聞いております。現在の鳥獣対策に有効な施策というものはどういうもんがあるのか、そういうことを行政として、ひとつ十分討議する必要があるのではないかと思いますときに、森林組合とか、また行政にかかわる皆さん方の知恵を絞って、何らかの方法を示す必要があるのではないかということを申し上げて、市長さんのご見解も賜っておきたいとこのように思います。

一方ではこの問題は鳥獣保護、狩猟の適正化に関する法律があります。鳥獣愛護の精 神は分かりますけれども、現時点では鳥獣による被害は、先ほど申しましたように、大 変な勢いで広がっております。本年は特に、暖冬で順調にその動物も成育しているよう にも思われます。私も昨日は昼間から野生鹿が田園の場まで来とる。前日、その被害の 状況を見ております。なお、その被害を受けた一人でもありますし、今は水稲は栄養成 長期ですので、いくら食べても、また元へ戻りますけれども、秋の収穫の間際にこの被 害にあいますと、大変なことになってまいりますので、いまからその対策は十分にとら なくてはいけないということで、いろいろと申し上げながら質問をしておるわけでござ いますけれども、今後こうしたことの内容が積み重なりますと、いろいろお世話になっ ております狩猟の皆さん方の処置、捕獲したあとの、その処置の方法に非常に苦慮をさ れているということを、現場から聞こえてまいりますので、その辺を十分対策を立てる ことが、これが行政としての大きな仕事ではないかと、こういうことを考えますときに、 果たしてどういう施設がいいのか。また捕れた、そういう鹿等の食肉の関係はどういう 形で処理したらいいのか、すでにそうしたこともされている、美山町ではそうしたこと をされているということも聞いておりますんで、そうしたことを行政の中でどういうよ うにやっていくのか、今後の対策をお聞きをして、この場での質問を終わりたいと思い

よろしくお願いします。

〇議長(高橋 芳治君) 藤井日出夫議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、藤井議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の問題、大変これは大きな問題である。先のご質問にもお答えいたしました とおり、当然、大変大きな金額的な被害もございますが、農林業に携わっている方々が 丹精込めてお作りになられた作物、こういったものに被害を与えておるということで、 生産意欲を削ぐ、そういった側面も含めて、大きな課題であるというふうに認識をいた しておるところでございます。特に、ただいま鹿の問題を提起いただきましたが、実態 として、その大半が利用されることなく廃棄されておるという現状もあるのも事実でご ざいます。南丹市といたしましても食肉として有効利用を図る、こういった観点から昨 年度、18年度には美山自然文化村を受け皿として、京都府の補助事業を活用し、食肉 処理施設を整備いたしました。食肉処理業務から納入されます枝肉を部分肉や精肉に加 工し、一般の方が購入しやすくするための処理施設、また食肉を流通するための冷凍施 設、真空パック機などの整備でございまして、これを平行して販売を促進するための、 いろいろないわゆる食として、試食会を開催いたしたところでございますし、また19 年度には販売拡大、そして供給体制、流通体制の整備に重点をおきまして、少しでも多 くの有効利用を促進できますように、努力をいたしてまいる所存でございます。これは 鹿肉の利用というのは各種飲食業者の皆さん、ご関係の皆さん方も、また工夫いただき まして、この販路の拡大にご協力、ご尽力賜りたいとお願いをするところでございます。 また、もう1点、捕獲後の処理につきましての、問題につきましてのご質問がござい ました。

基本的に申しまして廃棄物処理法上、適切な方法で埋設することが有害鳥獣捕獲物に 限り、不当投棄にならないということで基本的な状況になっております。そういったこ ともありまして、現在、南丹市で報償金の制度があるわけなんですが、これも府下でも 比較的高額な報償金になっておりますが、これも積算としては処分費込みというなかで、 積算をいたしておるところでございます。また、そういったなかで、今、ご質問にもご ざいました、いわゆる処理施設と申しますか、そういった点でございますけども、国・ 府におきましても、この焼却施設というのは補助制度も設けておらないのが、今、現実 でございます。今、ご承知のように国・府におきまして、この対策について、いろいろ とご検討いただいておるというのは十分承知しておりますし、今後その論議の中で私ど もも、こういった面につきましても検討していかなければならない、いうふうには考え ておるところでございますが、現状の制度の中でこのような施設を設置するというのは、 様々な観点から大変厳しい課題があるというのが現状でございまして、また京都府・国 とも連携をとりながら、この課題には対応していかなければならないと思っております。 今現在、全農施設があるわけでございまして、焼却処理を、これはいわゆる有害獣に限 っておりませんけれども、処理していただいておりますが、大変高額な値段にもなって おります。また、この条件として解体後の残物の焼却はできないというふうな、様々な 規制もございます。こういったことも踏まえまして、先ほど申しましたように国、また

府でも様々な観点から研究をしていただいておりますし、また協議をしていただいております。私どももそのなかに入りまして、要請なり、また協議を続けてまいり、この対策の、さらなる拡充を図っていきたい、いうふうに考えておりますので、今後とものご指導、また、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

藤井日出夫議員。

○議員(12番 藤井 日出夫君) ただいま、ご回答いただきました。

大変終末処理については厳しい内容があろうかと思いますけれども、今後ともそうした要望もありますので、よろしく対応していただきたいとこういうように思います。

そこで隣の兵庫県におかれましては、獣害被害が6億円ぐらいになっているというようなことを言われておりますし、この4月には鳥獣対策に専門に取り組む兵庫県野生動物研究センターを設立されました。ご承知だと思います。鳥獣対策の専門機関としてはわが国でははじめてというように聞かされております。その狙いは野生動物の生息地の整備と、柵などによる農地防護柵、人と野生動物の住み分けを徹底して、それに固体数調整を組み合わした共生だそうでございますが、南丹市としても京都府と連携して、こうした対応を、基本原則、根本的なこういう鳥獣対策、ただ撃ち殺すということも必要ですけれども、共生という言葉が出てまいります。やはりそうした基本的なことを広い範囲で、林野の関係含め、対応を根本的に考えていかなくては、今後、大きなこういう問題に許りをするのではないかと危惧しますので、十分な対応をお願いしまして、私の質問を終わります。

よろしくお願いします。

〇議長(高橋 芳治君) 藤井日出夫議員の質問は終わりました。

次に2番、大西一三議員の発言を許します。

大
画
一
三
議
員
、
ちょっと
待っていた
だけますか
、
時間
調整。

はい、どうぞお願いします。

○議員(2番 大面 一三君) 議席番号2番の日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

先ほど議長の許可をいただきましたので、3項目に渡りまして質問をさしていただきます。

最初に平和にかかわります行政施策の展開について、核兵器廃絶、非核・平和を願う 自治体宣言について、伺ってまいりたいというふうに思います。

国際社会は、今、核軍縮に傾くようになったといわれております。けれども核保有国は、いまだに核兵器を持ち続けているという状況であります。今なお、世界には約3万発の核兵器があるとされております。その上に核保有国が増え、「使える核兵器」の研究開発が進められている状況だといわれております。戦争による唯一の被爆国の自治体として、二度と被爆者や犠牲者を出さないためにも、核兵器を「造らず・持たず・持ち

込ませず」、この非核三原則を法制化する。そしてまた、遵守する、そんな国を求めて いくことが大切だと考えます。南丹市の合併前には、各自治体で平和に関する施策が展 開、取り組みがなされてまいりました。合併前の美山町におきましては、昭和61年3 月に「核兵器廃絶平和都市宣言」が行われております。合併前の八木町では平成7年9 月に「非核平和自治体宣言」が行われております。また旧日吉町や園部町では宣言まで とはいきませんけれども、「核兵器廃絶に関する決議」がそれぞれ行われております。 ところが、この南丹市になります合併協議会では、この平和問題に係わっては何ら協議 がなされず、合併が成立し南丹市となっても、それらの平和にかかわります取り組み、 その精神が新市に引き継がれていないといった状況になっていると考えます。合併協議 会では協議もされなかったけれども、旧町時代の実績や、そしてまた、その精神はきち っと南丹市が継承していくべきだと考えます。合併で失効しているといえる文書でござ いますけれども、合併前の美山町と八木町の宣言文をご紹介しておきたいと考えます。 一つ、八木町の「非核平和自治体宣言文」でございます。読み上げます。「世界のすべ ての国、すべての人々は恒久平和を心から願っているにもかかわらず、今なお世界各地 で戦争・紛争が続発し、飢餓に喘いでいる。特に、現代社会に広がる核兵器・化学兵器 の限りなき開発と脅威は、人類最初で唯一の被爆国民として全世界にその惨禍をくりか えさせてはならないと、強く訴えるものである。21世紀を目前にして、今こそ全世界 は国家体制の違い、イデオロギーをのり越えて、世界平和の意思を結集することが必要 である。ここに八木町は、戦後50周年、被爆50年という節目にあたり、恒久平和、 生命の尊厳、自然の調和を基本理念として、永遠にこれを継承するため、非核・平和自 治体であることを宣言する。以上、決議する。」ということで、平成7年9月28日に 決議がなされているところであります。次に、美山町の「核兵器廃絶平和都市宣言」の 文章でございます。「世界の平和は人類共通の念願である。しかるに、核軍備の拡張は 依然として強まり、世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。私たちは、 世界最初の核被爆国民として、核兵器の恐ろしさと、今なお続く被爆者の苦しみをかみ しめ、この地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならないことを全世界の 人々に訴えるものである。ここに我々は、日本国憲法に掲げられた平和の理念を日常の 町民生活の中に生かし、美しい美山町の自然を守り、非核三原則の完全な遵守を子々 孫々継承するために、核兵器廃絶平和自治体宣言たることを厳粛に宣言する。以上、決 議する。」ということで、昭和61年3月24日に決議採択されているという状況であ ります。こうしたいろいろな宣言のもとで、日本各地地域で、草の根の形で平和の問題 にかかわります取り組みがされてきたことによりまして、戦後61年間、国家の名前に よって誰一人として犠牲者を出すことなく、また外国と武力で争うことなく平和を守り 維持してきたのだと、私は考えるものでございます。こうした宣言決議は、合併でその 効力は失われた状況になっておりますけれども、こうした旧町議員、先輩諸氏や当局の、 ひいては住民の皆さん方の平和への思いをきちっと受け継ぎ、南丹市として非核平和都

市宣言を発し、合併南丹市政にきちっと継承発展させていくべきものだと考えるものでございます。市長の平和への思いと合わせ、ご所見をお伺いいたします。

日本人310万人を犠牲にし、アジアの人々2,000万人を犠牲にした戦争が終わってから61年。今の世代が直接被爆体験や、あの悲惨な戦争体験を聞くことができる最後の世代であるといわれております。実際に戦争の悲惨さや原爆の恐ろしさ、その残酷さと向き合い、再びあのような悲惨な戦争を繰り返さないために、子どもたちに戦争や被爆体験をきちっと伝えていくことが、市として大切なことだと考えます。戦争の恐ろしさ、悲惨さを伝え、平和の大切さを呼びかける平和にかかわる施策のそうした展開を図るため、平和にかかわる行政施策、どのように講じていかれる考えがあるのか、市長にお伺いをいたします。

次に2項目でございますけれども、宮町地内におきますシンボルロードにかかわりお 伺いをいたします。

幅員30mのシンボルロードは、平成2年に事業が開始され、約33億円を費やして、平成13年に現在の状況となっております。その当時から宮町交差点付近は、全く改善されずにあるといった状況でございます。南丹市の入口ともいえます交差点であり、いつの時期も早期の改良が強く望まれてきました。ところが国交省や府、公安委員会との協議が整わない、そのようなことで6年近くも不正常な交差点となっております。南丹市の玄関でもございます交差点を、いつまであのような状況にしておくのか、6年近くも何の改善も進まなかった、行政が放置をしているといわれても仕方のない状況だといえます。計画通りの道がつくまでとするなら、いつのことになるのか、ご答弁を、時期をきちっとご答弁お聞かせ願いたいと思います。当面私は、あの交差点から京都銀行への道を一方通行にするなどして、いろんな工夫をしながらも、きちっとした交差点の改良をすべきと考えますけれども、いかがでしょうか、質問をお伺いをいたします。

このシンボルロードも市街地再生ということで、行政主導で行われてきたものでございます。ところがまちの再生どころか、人の行き来のほとんどないまちとなっております。従前のこの地域の自営業者は、今どのような状況であるのか、お伺いをいたします。 併せ、本町地域の再開発で自営業者はどのようになると想定されて取り組まれているのか、お伺いをするものであります。

また園部町の本町商店街、これは園部や、また船井地域の台所を賄う代表的な中心の商店街でございました。やはり人が行き来する時代を取り戻す、そんなまちづくりを目指さなければと思うわけでございます。なぜ幅員30mの道路を本町の方向に北進させていく必要があるのか、そしてまた旧国道、道幅19mにしていくという計画でございますけれども、計画当初は13mであったものを19mに変更された。なぜそのような必要があったのかどうかということも、その理由もお伺いをしておきたいと思います。

私は将来に禍根を残さないためにも、当初計画どおり旧国道都市計画街路は、当初計画の13mにすべきだと考えますけれども、いかがでしょうか、見解を伺っておきたい

と思います。

今まで地域に根付いておりました本町商店街は、お年寄りをはじめ、住民が歩いて買い物ができる身近な存在として、住民の生活に必要な、そしてまた利便を提供するとともに、地域コミュニティの核として、地域社会を支えてきたものでございます。そしてまた、その商店街の収益は、地域の産業と雇用に還元がされ、循環して地域社会を潤してきました。よき経済循環ができていたというものでございます。今、郊外に進出しております大型店、量販店の収益は、全て地域外の本部が吸い上げてしまうという地域に還元されないもので、大きな違いでございます。このように商店街の様々な機能、値打ちは地域社会と住民生活にとってなくてはならない、いわば地域共有の財産といえるものでございます。行われている本町市街地再開発は、いままで果たしてきました地域コミュニティの核、そして地域の共有財産としての本町市街地の活性化・再生を図ろうと取り組まれてきたと考えます。この再整備によりまして、商店街の魅力と役割を高め、再び賑わいのある商店街を取り戻すことができるのかどうか、市長のその思いと、今の時点での所見を伺っておきたいと考えます。

また合併前に専決処分で1億5,000万円をまちづくり基金に積み立てて、商工会やまちづくり協議会と、そしてまた行政で協議が進められると聞きますシンボル的施設、拠点施設でございますけれども、その建設の具体化は今どのような状況であるのか、お伺いをいたしまして、第1回の質問といたします。

○議長(高橋 芳治君) 大西一三議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) 大西議員のご質問にお答えをいたします。

戦後60年余り平和が保持されてきた、国民の皆さん方の今日までの英知・ご努力のおかげだというふうに考えております。当然、世界恒久平和を実現することは人類共通の願いでございますし、また旧町当時、それぞれ宣言や決議をされた、十分このことを踏まえての対応であったというふうに、考えておるわけでございます。先ほどのご質問でもございましたが、これは国民の皆さん、市民の皆さんお一人おひとりがそのことをお考えになっとり、こういったなかで議論が深まり宣言をするのがいいのか、決議がいいのか、今後どういった形でこういうことを表現していくのか、様々な論議を深めていく、こういったことが大切でないかと、このように考えております。決して私が指導して、こうせいああせいというもんではないというふうに考えております。市政の中で恒久平和達成のための取り組みを、様々な場面で進めていくことは責務だと考えておりますが、宣言等につきましての論議は、さらに市民の皆さん方、また議会の皆さま方の中で深まることを期待をいたす次第でございます。また平和の尊さ、大切さを呼びかける行政施策としてどう講じていくか、これも同じでございます。戦争体験者の皆さん方、またこの悲惨さを、今、体験されたことがだんだん少なくなっておりますが、こういっ

たことをいかに語り継ぎ、戦争の悲惨さや平和の大切さを国民として、また私ども市民として再認識し、先ほど申しました真の恒久平和の実現・達成に向け、努力をしていくことは大切であります。市としても人権尊重のまちづくり、こういった施策とも相まって、努力を続けてまいらないといけない、このように考えておりますので、今後とものご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

市街地再開発の問題につきまして、宮町交差点の問題につきましては先ほど申し上げましたが、先ほどのご質問でもお答えをいたしましたが、今日まであのような状態で長期に渡って、そのままの状態になっておるということは私も遺憾に存じております。今日までも国交省、また京都府とも協議を重ねてまいりましたが、今後とも時期的なものも早急に明示していただくなかで、どういった整備を進めていただくのか、協議をさらに強めていきたい、このように考えております。ご質問の中でございました、一方通行等、それぞれのことが出てまいりますけれども、これは公安協議と様々な協議が必要になってまいります。まずは現計画の中でどういった形で早期に開通できるのか、こういったことをまず基本において、協議を進めてまいりたい、このように考えております。何はともあれ、今日まで投資いただいた、また投資してきた効果を早期に発揮できるよう、早期に整備できるような方向で努力をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

宮町シンボルロード建設によって、従前の自営業者の方々は今どのような状態であるかというご質問でございますが、その当時、市役所前から国道9号線までの間に店舗・診療所等、自営されていた地権者は8軒でございました。街路事業での直接買収でございましたために、当該地域からの移転を選択された方もおられまして、地区外でも事業を計画されとる方が、今、2軒ございます。また6軒は同一地域で従前と類似したような形で営業を継続していただいておるというのが、今の現状でございます。また本町の区画整理事業内の移転に関しましては、ほとんどの方が現時点で、換地先でも継続して営業をされるというふうなご意向であるというようなことでお聞きしております。今後、移転計画を進めるなかで、それぞれのご事情があって、今後の商売の関係とかもございますし、様々な事情によってどのようになるか、当然そういうような不確定な部分もございますが、基本的には換地先でも継続営業をされるという方向で、ご検討いただいておるというふうにお伺いいたしております。

先ほど計画変更のお話しもございましたが、私は今地権者の皆さん方や、またご関係の皆さま方が、その変更時には十分な論議をいただき、ご理解いただいた上で変更がされておるわけでございます。安易な今後の変更というのは、かえって混乱を増すばかりだと、また、それによって早期の事業完成を遅らせていく要因にもなると考えております。まずは現状の計画の中で早期に敢行できるよう、努力をいたしてまいる所存でございます。また、まちなか賑わい施設につきましては、先ほどのご答弁で申し上げたとおりでございますけれども、今後、住民の皆さん方や、また関係の地権者の皆さん方、商

工業者の皆さん方でご協議をいただいております協議を待ちまして、市役所としても早期に、この活性化に期する施設づくりに、努力をしてまいりたいと考えておりますので、 ご理解ご協力を賜りますようにお願いを申し上げまして、答弁といたします。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁が終わりました。

大西一三議員。

○議員(2番 大面 一三君) 2回目の質問をさせていただきます。

平和問題にかかわりましては先ほども申し上げましたように、旧町でいろいろな多彩な取り組みがあったにもかかわりませず、全く新市に継承されていないという状況でございます。今、平和の問題が大変な状況になっている時でございます。新しい南丹市として、きちっとした平和への取り組みができますように、引き続き大きなお力、施策の展開を期待しておきたいというふうに思います。非核平和都市宣言にかかわりましてはですね、参考までに申し上げておきますと、全国的にはかなり広がっておりまして、近隣の大阪、そして奈良県、滋賀県ではね、全ての自治体が非核平和自治体宣言を行っているというようなことでございます。それに基づいて府・県の関係もですね、そういう努力もしているというようなことであります。この京都府下におきましては、93%がそういう取り組みというのか宣言を、決議を挙げているということでありまして、あとわずか3、4件の自治体という状況になっております。100%になればですね、京都府におきましても、そうした平和に向けての取り組みを促していくということになろうかと思いますんで、引き続き南丹市でもね、そういう取り組みを強化できたらというふうに思っております。

それと本町の再開発にかかわってでございますけれども、いわゆるなぜ30m道路がですね、まだ9号線を横切って北進しなければならんかというところが、まだ理解ができないわけですね。今も言いましたけれども、ありましたけれども、30mのあのシンボルロードで宮町がどのようになったか。もう現実あの状況を見たらね、本町の再開発がどのようなものになっていくかということは、優に想像できる状況なんですね。ですから私は、あれ以上の30m幅のね、途方もないそんな道をね、延長すべきではないと。今までからも言ってきましたけれどもね、やっぱり改めていくべき、そしてまた国道、旧国道の19m幅、これもですね、本当にこの機会に改めていくべきだと強く思うわけでございます。今、市長の方からは、都市計画でそのように変更されたんだからと、確定したんだからというようなことでございますけれども、この30m、そして19mの道路建設がですね、本町市街地再開発のにぎわい活性化にどのようにプラスというのか、貢献することになるのか、私は否定的な目でしか見ないわけなんですけども、どのように思っておられるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

そしてもう一つはですね、時間がございませんのであれなんですけども、やはり再開発、中心市街地の再開発といいますと、生鮮品の、関西では4品目といわれるんですけども、八百屋さん、そして魚屋さん、そして肉屋さん、かしわ屋さんですね、この三つ

が揃わないと、元気のあるまちづくりはできないと言われております。そうしたことが言われておりますけども、本町の再開発はそういった点はどのような方向で進んでいくのか、お尋ねをいたします。最近、特に八百屋さん、近隣の八百屋さん、そしてまた肉屋さん等もですね、撤退をされる、店を閉められているというような状況でございますけれども、この生鮮品4品目の店の確保というのは、絶対的なことになろうかと思いますけれども、市、そしてまちづくり協議会等で、この点はどのような協議、論議がなされているのか、現状と、そしてその論議の模様をお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

- **〇市長(佐々木 稔納君)** 本町の区画整理事業につきまして、それだけの道路でどうな んだということなんですが、私は、今日までそれぞれ英知を結集して計画を練ってこら れ、立案決定されたこの都市計画事業、こういったことを着実に推進していくこと、こ のことが、まず早期に着実に推進していくことにより完成する、こういったなかでの私 は意義があると、まず思っております。こういったなかで、生鮮食料品4品目とおっし やられましたが、私はその論議は、実は今日初めて聞いたんですけれども、当然、中心 市街地において生鮮食料品供給されるような体制、これが一つの小売商業にとっては商 店街にとっても重要な要素だということは理解できます。ただ今の小売業の形態自体、 業態自体がそれぞれのお商売によって変わってきております。今日までの八百屋さん、 魚屋さんといった形の中で、食品を扱われる分野、また他業種も扱われる分野、それぞ れのお商売の形態によって変わっております。しかしながら既存の今の業態の中で、そ ういった扱っておられる方が、まず今後ともそういった形態のなかでお商売を検討して いただいておるという実情がありますので、私は今後のまちづくり完成後もこういった 施設が、施設といいますか、業種が存在といいますか、そこで営業していただけるもの というふうに考えておりますし、そういった意味から先ほどの答弁でも申し上げました けれども、まちなか賑わい施設の活用、また、それによります小売商業者をはじめとす る地域の住民の皆さん方が、将来に展望を持たれて、ご尽力いただく、また将来展望を 踏まえて、ご努力いただく、こういった形の中でこのまちの活性化は、さらに促進され ると思いますし、こういったなかで私ども行政としても協調していきたい、お手伝いさ していただきたいというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、 構造物だけでまちは活性化するとは思っておりません。それからの取り組み、まずはそ の施策を着実に早期に実現することが課題だと考えておりますので、今後とものご理解、 ご協力をよろしくお願いいたします。
- **〇議長(高橋 芳治君)** 答弁が終わりました。

大西一三議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

2時35分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後2時21分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長(高橋 芳治君) 休憩をとき、休憩前に引き続き会議を続行します。 次に17番、中井榮樹議員の発言を許します。

〇議員(17番 中井 榮樹君) 私は、丹政クラブに所属をいたしております中井榮樹 でございます。

本日は3日間の一般質問の中日であります。そして最終の質問でございます。その上、ただいま昼過ぎの一番眠たい、しかも一番暑い、つらい時間帯でございます。そんななかで世間ではクールビズということで、民間会社も公務員も、また国会に至るまで軽装を推奨している時期であります。しかし、まるで世の流れに逆らうかのようにネクタイを締め上着を着て、このいでたちというのは見るからに随分暑苦しく、随分とセンスのないことだなとお思いの方もたくさんいらっしゃると思いますけども、皮肉じゃございませんけども、これは南丹市議会の決まりごとでございますので、ご辛抱賜りたいと思います。しかしそんななかでも、気力だけは、気力負けだけはしないように、一生懸命頑張りたいと思いますので、最後までご辛抱のほど、賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは議長のお許しが出ておりますので、通告にしたがいまして順次質問に入らせていただきます。

まず最初に、るり渓流域の水質についてお伺いをいたします。

地域の皆さまの水に対する思いは、るり渓渓谷の景観上からも、また利用面からも、4月から秋にかけてが一番関心の高い時期であります。特に、るり渓の水は下流にかけて多くの地域が灌がい用水として常用し、稲作や野菜作りになくてはならない命の水であります。そこでるり渓の上流に位置する各企業の皆さま方には、深いご理解を賜り、それぞれ各企業の責任において定期検査を受け、法定に基づく処理をされ認可を受けていただいております。しかし、下流では現実に岩が黒く汚染され、るり渓公園として景観上のダメージも大きく、住民から苦情や本当に大丈夫なのかと、心配の声が寄せられているところでございます。また、このたび下流の地域で鮎の、親鮎は大丈夫だったのですが、子鮎が死んでいたという話を聞かされました。何が原因かは定かではありません。しかしこのような状況があるならば、住民に安心してもらうためにも、早急に汚染の原因や、また川の水が本当に安全なのか、あるいはいろいろな要因が重なって問題が発生していることはないか、今、この時期に下流地域の水質検査を南丹市の責任において、京都府を巻き込んで実施し、原因を究明していき、本当に何もないのであれば安全宣言を出して、住民を安心させる必要があると思うのですが、市長のご見解をお伺いいたします。

続きまして顕彰制度の導入について、お伺いをいたします。このことにつきましては、 本日午前中に同僚議員より類似する質問があり、若干かぶるところがあるかもしれませ んけれども、丁重なる答弁を賜りたいと思います。

南丹市の住民が学び合い、支え合い、お互いの絆を深め合える、そのような地域活性 化推進事業をぜひ遂行していただきたいのであります。今日までは個々に旧町にて文化 祭などを行っておられましたが、午前中の同僚議員の質問に対し、市長及び教育長が旧 町単位の事業を尊重しながら、文化協会、連絡協議会などにより、諮りながら進めたい との答弁がございました。当然、それはそれとして重要なことと思います。しかし、せ っかく合併をしたのでありますから、南丹市として新たに一堂に会した年1回のイベン トを開催し、旧町単位の中で養ってこられた素晴らしい伝統文化、芸術、工芸、その他 の技術、また地域の課題解決に取り組まれた活動など、あらゆる創作品や活動に対し、 優れた人を顕彰する制度を導入することにより、南丹市の住民同士が交流し、お互いの 絆を深め、安全で安心できる地域をつくり、市民のアイデア、教育力、やる気を創出し、 ひいてはこのことにより地域おこし、まちづくりにつながっていくきっかけになればと 思うのであります。

教育長のご見解をお伺いいたしたいと思います。

なお、この件につきましては、市長のお考えもあるようでしたらお聞かせを願えれば ありがたいと思います。

3番目にふるさと納税論について、お伺いをいたします。

この6月定例会の初日の5日に、南丹市行政組織の再編・強化の概要説明にあたって、 南丹市の財政状況は予想外の厳しいものであると、市長から聞かされたところでござい ます。確かに今のままでは来年度の予算は組めるでしょうけども、21年度はまさしく 厳しい状況にあります。このような状況は南丹市だけでなく、今、日本の地方自治体の 大半があの北海道で財政破綻した夕張市の予備軍及び第2、第3の夕張市になりかねな いのであります。国は自らの失政で800兆円、さらに地方の230兆円と合わせて1, 000兆円を超える莫大な負債を抱えております。その上、日本はアメリカなど友好国 に対する支援金負担は世界でもトップクラスであります。このように国は事実上の財政 破綻状況の中で、財政再建との名のもとに、しわ寄せを地方に押し付けてきているのが 現状であります。耳障りのいい三位一体改革などと、キリスト教の教えの言葉を引用し て、三角の三辺を同一にして、平等な均衡を保ちますと言っておりましたが、底辺を担 う自主財源の少ない地方において、均衡が保たれるはずがなく、その上、不足分をカバ ーしてきた唯一の財源であります地方交付金も大幅に削減され、また各補助金も減額と なりました。さらに約束の税源移譲は大きく縮小されたのであります。これはまさにペ テン以外の何者でもありません。また骨太の改革なんていっておりますが、とんでもあ りません。私たち地方の住民にとって、このような政策は骨細の改革であり、全くもっ て理不尽な話であります。そこで今回、見識者等の間から浮上してきたのが、ふるさと

納税論であります。確かに、この発想は利に叶ったものだと思います。例えば、私の家 族を振り返ってみますと、兄弟は4人でありますが、社会人として成人するまで弟や妹 たちもこの南丹市、旧園部町で、私と同じように医療費・教育費の補助金や、その他多 くの支援を行政から受けて育ってきたわけであります。しかし社会人になってからこの 南丹市に住んでいるのは私1人で、あとの兄弟3人は他の地域で住まいをして、その地 元に納税をしているのであります。おそらく南丹市内の皆さまのご家族におかれまして も同様の状態が多いのではないかと思います。せっかく多くの税金をかけて育て上げ、 いよいよ社会人として納税する段階で、ふるさとから若い人たちが都会へ出ていき、そ の地域に納税されたのでは地方の税収は見込めず、税源は目減りするばかりで自治体が 成り立つはずはありません。そこで今、南丹市内それぞれのご家族の中で、すでに他の 地域にお住まいの方は多大なる人数に上ると思われます。また納税額もかなりのもので あろうと思うのであります。したがって南丹市出身の皆さまに、今お住まいの地域に納 められている税金の中から、一部を南丹市発展のために、ふるさとへ納めてもらえない かという話であります。しかし、国政ではこのふるさと納税論は賛否両論が飛び交って おります。格差是正を訴えながらも個々の立場でエゴが出ているように思います。また 住民税の一部をという考え方には、税制の整合性からも問題があります。安易な形で参 議院選挙用にばらまき的な毛ばり公約に使われたのでは、たまったものではありません。 しかし、今の我々南丹市の現状では駆け込み寺ではありませんが、今新たなる税収を求 めることは、もはや避けては通れないのであります。何としてでもこのふるさと納税制 度を確かな形に確立させ、救済の税収として固定させなければなりません。そのために は京都府と一体となり、南丹市から国政に発信をしていく必要があり、また意気込みが 欲しいと思います。昨日、同僚議員の質問に対し、市長はふるさと納税については様々 な論議がなされている、交付金が減らされたら何もならないと、そのような傍観的な立 場では困るのであります。今までの歳入の上乗せとして、ふるさと納税が存在しなけれ ばなりません。

市長のご見解をお伺いをいたしまして、第1質問を終わらせていただきます。

○議長(高橋 芳治君) 中井榮樹議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) 中井議員のご質問に、お答えをいたします。

まず、るり渓流域の水質につきましてのご質問がございました。ご指摘のございました岩が、石が黒くなっているというふうな、まずご指摘でございましたが、平成の17年8月、京都府と旧園部町の方で現地の調査を8月に行っております。9月になりまして水質検査等の結果につきまして、南丹土木事務所の方からご報告がありました。検査した結果、石に付着した物質はマンガンであると。マンガンは通常、鉄と共存して水中に浮遊する微粒子に吸着されて、酸化されて二酸化マンガンの状態で石に付着し、触媒

作用によって黒色になっておるというようなことでございました。このマンガンという のは、自然界の中にあるもんだということで、そのときの状況としましては水質検査も 含めて、問題はないというふうな見解であったというふうにお聞きいたしております。 そういったなかで、議員ご指摘の中にもございましたように、各ゴルフ場さんをはじめ として、企業につきましては法定による検査を受けておられまして、そういったなかで 法定以下で推移しておるというようなこともお聞きしておりますし、そういった水質の 汚濁に対する努力を常に行っていただいておるというふうにお伺いをいたしております。 また河川の水質につきましての調査でございますけれども、南丹市合併以降、合併を期 に毎年実施いたしております。そういったなかで項目としては、水素イオン濃度や生物 化学的酸素消費量など、一般的に標準的に行われております水質汚濁状況に対する調査 7項目ということになっております。園部町内では9ヶ所実施しておりますし、そのう ちの1ヶ所は大河内地内で、るり渓流域の水質調査をし、環境省の定めた基準を下回る 結果であったというふうに聞いております。しかしながら、今、ご質問にもございまし たようなこの調査結果について、ご存知いただいてないというふうなこともあるように 思いますので、こういうなことの公表、また周知につきまして、今後、検討していかな ければならない、反省課題だというふうに受け止めております。部内で早急にそういう ふうな調査結果の公表と、また皆さん方に周知いただくというような手立てを考えてい きたいと思っております。今後とも、また安心して暮らせるまちのまちづくりに向けて、 努力をいたしてまいる所存でございますので、ご指導を賜りますように、お願いを申し 上げる次第でございます。

また異常事態発生しましたら、お気軽に市役所の方にご通報賜れば、いうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、旧町単位の文化祭、またイベント等行っておるわけでございますし、そういったなかで南丹市、全市的な催しというのを考えたらどうかというご指摘でございます。 私自身も、一体感を育む、こういったことの重要性、これは重要であるというふうに考えております。しかしながら、これは地域住民、市民の皆さま方と一体となったなかで考えていかなければならない課題だと思っております。今、旧町単位でそれぞれの催しを精力的にやっていただいておる今日までの歴史もあるわけでございますので、こういうことも踏まえながら、こういった視線に立って、皆さま方とご相談をさせていただきたい、このように思っておる次第でございます。

なお、顕彰制度につきましては、私どもの方では南丹市表彰条例に基づきまして、それぞれ自治功労者表彰、また功績者表彰、善行者表彰というかたちを行うことになっております。18年度につきましては、本年1月に開催いたしました合併1周年記念式典の開催の際に、表彰をさせていただいております。これも毎年市政記念行事というふうな形の中で、毎年実施させていただく予定を考えております。また教育・文化・スポーツ等につきましては、教育長の方からお答えを申し上げます。

また、ふるさと納税についての論議でございます。

先の答弁で申し上げましたのは、今の実は私の偽らざる心境でございます。論議が先 ほどのご質問にもございましたが、選挙、いわゆる参議院選挙直前に浮上してきた、い ろんな賛成反対の論議が今、繰り広げられております。また交付税という、これは今日 までの地方財政の中で、根源的な財源として地方と国、こういって財政的な格差を埋め るための地方にとって、まさに我々の税源であるという意識のなかであったわけです。 こういったことの論議も踏まえずに、ふるさと納税の部分だけ出てきて、あとになって から代替措置として減らされる、こんなことでは何もなりません。と申しますのは、今 回の個人住民税のことでございます。単純にこちらに増えるわけではございませんでし た。実質的に所得税が減らされた。その分でこちらの収入額が増えたというようなこと ならいいんですけど、そうじゃない。プラマイ0やというようなことになるということ なら、制度面で一体的に考えなければならないと思っております。もちろんこのふるさ と納税の問題、私は森林環境税等、様々な新税、これについても今後、新しい税源とし て考えていかなければなりませんし、これは目的税として、今後どのような方途に使っ ていくのか、こういうことも含めて自治体としても税というものに対して、根源的な課 題として考えていかなければならない、このように考えております。大変厳しい財政状 況、また、今、地方の時代といわれて久しくなりますし、また自治体としてもその主体 性をもって、この税という問題について考えていかなければならない。今後その必要性 がますます高まってくる、こういうふうに考えておるところでございます。私どもも今 後、いろいろな部分で協議し、また勉強してまいりたい、そして新たなる税源、必要性 があればその制度も導入していく、こういった姿勢ももっていきたいと考えております ので、議員各位の、またご指導、またご協力を賜りますようにお願いを申し上げまして 答弁といたします。

〇議長(高橋 芳治君) 続いて答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長(牧野 修君) 中井議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、顕彰制度につきましては文化振興、あるいは伝統文化芸能の促進、あるいは体育スポーツの振興にとって、大変意味のある有意義なことであると存じます。とりわけ学校教育においては、学校の活性化なり、あるいは子どもたちへの自信、あるいは自尊心を育成するとともに、人材育成の観点からも非常に重要なものであろうと、このように思っております。南丹市の顕彰制度につきましては、市長答弁にもありましたように南丹市表彰条例があって、第4条で教育・文化、またはスポーツの振興に特に功績があったものを功績者表彰の対象としております。ただし、この対象となる功績につきましては、大変高水準にあるというような状況からかんがみて、南丹市スポーツ文化表彰規程というものを設けまして、平成19年1月に近畿大会や京都府大会の入賞者等を対象といたしまして、表彰をさせていただいたところでございます。この表彰

の種類につきましては、スポーツ関係・文化関係・小学生対象・指導者関係の6種類程度でございまして、市内の小・中学校、及び高等学校に推薦を依頼し、選考委員会の選考を経て被表彰者を決定をいたし、平成19年3月11日に表彰を行ったところでございます。受賞者の状況としましては、13団体及び個人で89名ということで、100名に及ぶような状況でございます。なお、イベント用にかかわりましては、先にも答弁をさしていただきましたように、今、主体的・自主的な活動をしていただいております、それぞれの団体、文化協会なり、あるいは体育協会を通じた諸団体で南丹市は一つというような状況で、機運が非常に高まっているような状況であります。そういう機運を大事にしながら協同的で共通認識を高まるというものが、さらに高じていくような状況で、また、そういうものを尊重しながら、今後、顕彰する場として、どのような状況においたらいいのかということを考えさせていただきまして、この顕彰の場としてのイベントということと合わせて、今後この協議が深まるなかで検討してまいりたいと、このように思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- **〇議長(高橋 芳治君)** 答弁が終わりました。 中井榮樹議員。
- **〇謹員(17番 中井 榮樹君)** 今、ご答弁いただいたとこでございますが、まず、る り渓流域の件につきましては、昨年も、本年もそういった形でやってるということでご ざいますが、実際に鮎が死んだとかいうようなこともあって、地元の方ではなかなか了 解が得られてないし、また、そのことに対する広報のPRがきちっとできてないのでは ないかなというあたりもありますし、私の勉強不足もあったかもしれませんが、その辺 を、やはり徹底していただきたい。それと先ほども言いましたけれども、上流ではそれ ぞれが検査に受かって、認可を受けておられるわけでございますけれども、それがそう いった水が何か下流の方にいくことによって、それぞれが混ざり合って化学反応を起こ すとか、何かそういうことはないんかなと、いうようなことまで言われてるわけでござ います。それでどの地域で検査を受けていただいたかは、ちょっと定かではございませ んけども、やはりある一定そういった天引の方あたりまでの下ったあたりでも、一度検 査をしてもらえないかなという要望もございますので、ちょっとご検討いただければあ りがたいというふうに思います。それとその件は、それとこれも8月にされたというこ とでしたんで、それで結構ですけども、やはりこの今の時期にやっていただきませんと 全く意味が無くて、冬場はほとんど観衆もなく、利用度も少ないということですので、 ぜひ、やっていただくとするならば今から早急に、この夏場までにでも1回そういった ことをご検討いただきたいというふうに思います。

続きまして顕彰制度につきましてですけども、これもある一定前向きな形で、それぞれスポーツ、それから文化というような形の中で、前向きに取り組んでいただいているということで非常にありがたく思うんですけども、全体を介したこういった顕彰をしていくということに関しては、やはりこれから、やはりこの制度を導入することによって、

南丹市全体が活気づき、私が思うのには各地域における文化芸術の創造とか、発信及び 交流を通じて文化芸術活動の活性化が図れて、南丹市の文化水準の向上につながること に必ずなっていくというふうに、今、信じてるところでもありますし、また合併をして、 何か2年目を迎えたところでございますけども、先ほどの質問等にもございましたけど も、まだまだ何か旧町単位のエゴが出ているかのように思うところが感じられるんです。 それやから正直言って、南丹市がまだ一つになりきれてないということに、私は残念で ならないんです。そういった思いから、この辺のこのイベントをきっかけに、何とかこ の旧4町が南丹市として、しっかりと絆を深め合い、協力して、今の厳しい現状をやは り乗り切っていかなければならないというふうに私は思います。そして、そういう制度 を受けていただいていると思いますけども、地域力とか、いろいろな形で国の方はいろ いろ、今、支援をしていただいているなかで、このことにつきましても、多分そういっ た助成金を受けておられるかなとは思うんですけども、やはりこの事業に対しては目的 申請をして、許可がもし下りれば、経費は10割助成をしますよというような地方に厚 い支援策があるんです。そういったこともありますので、お見逃しのないようにひとつ 利用してやっていただきたい、このようなことも、ちょっとお伝えをしておきたいなと いうふうに思います。再度教育長、市長のご見解があれば、ご答弁を賜りたいというふ うに思います。

それとふるさと税でございますが、この件につきましては、今、市長の方からもちょ っとお話しが出ましたけども、このふるさと納税に対する、その個人住民税の扱いです ね。これは私も先ほど、ちょっと若干触れたんですけども、そもそも住民税は、やはり おっしゃるように受益者負担という原則があります。したがいまして、行政サービスを 受ける人がその費用を負担するということでございますから、税制上の問題はこれは確 かに生じてまいります。また、その現行制度ではこの1月1日から、現在、住民票があ る自治体に納付をして、税率が6月から徴収が一律10%ということで、今年決まった ところでございます。そんななかで内訳は、ご存知で失礼ですけども、市区町村税が 6%、それから都道府県税が4%となってるということで、この中からそのふるさと納 税分して10%ぐらいではというのが、今の政府の案でございます。2007年度の個 人住民税は、私が聞いたところによりますと、総額12兆円ぐらいになるであろうとい うような見込みを聞いております。この中から10%ということになってしまいますと、 1兆2,000億円ぐらいの金額になってしまいますし、また、今、検討されているこ のふるさと納税論につきましては、強制納税ではなく、いわゆる希望者だけの納税制度 であり、寄付金扱いとして自治体に寄付した分だけ税額控除しようというような考え方 が、今、先走りをしているような感じであります。したがってふるさと納税分っていう のは、やはりそういうことでありますと、さらに小さくなってしまって、地方のこの4 0兆円と言われる地方税の税収の中では、本当にわずかなものになってしまうというこ とでございますので、私としてはこのふるさと納税論はもう抜本的に、もう少し洗い直

して、今の制度で論じられているような個人住民税の一部を各納税者が選んだ地域に納 税して、寄付金化するというシステムは手間もかかりますし、それから面倒で長続きし ないのじゃないかというふうにも思いますし、安定性もなく、今、申しましたように、 金額的な規模も小さなものになってしまうということでありますので、私の試案でござ いますけども、やっぱり住民税にもこだわることなしに、やはりこれは安定した税収と するためにも、所得税に一定割合を、納税じゃなしにふるさと税と位置づけて、安定し た税収にする必要があるんじゃないかなというふうに思います。各地方出身者のふるさ と納税分は、出身地に自動的に納入されるなど、地方の規模に応じた配分ができるよう に、税制改正をして取り組んでいくのが我々の道じゃないかなというふうに、今、ちょ っと感じるんであります。また、ふるさと税につきましては大都市を除く、大都市は十 分満たされてるわけですから、大都市を除く、すなわちこの地方地域に特化したもんで ないと、これは意味がないなというふうにも思います。そしてふるさと納税については、 都市部との間での、当然、賛否両論が戦わされてるところでありますけども、地域の格 差是正という、大前提があるわけですから、お互いにエゴばかり出し合っていたのでは、 今、安倍総理が格好ええこと言うてますけど、美しい国日本なんてあり得ないのであり まして、大所高所から判断されるものでなければならないというふうに私は思います。 私個人といたしましては、もうちょっと余談なことになりますけども、参議院選挙はも ちろん、今の状況では分かりませんけども、近いと思われる衆議院選挙においても急き ょ浮上してきた年金記録の不備問題を選挙の争点に、各党とも終始しようとしておりま す。年金問題も大変重要であります。しかし年金問題だけでお茶を濁されたのでは、も うたまりません。地方にある私たちは格差是正のためにも、ふるさと納税が選挙用の建 前論でなく、立候補者がしつかりと確立可能な持論を政権公約をして、ふるさと納税に 徹頭徹尾取り組みますと訴えてくれるような人でなかったら、私はもう投票しないと、 こう考えておるようなところでございまして、ぜひ、この件につきましては先ほども申 しましたように、国任せじゃなしに、このことをこの南丹市から発信をして、山田知事 も今、非常に積極的に全体の知事会の中でもいろんな役職をもって活動していただいて おります。そういう機会ですので、京都府と一緒になって、ぜひ、国政に強いアピール をし、南丹市に新たなる税収が入ってくるように、努力を、市長の努力をお願いを申し 上げて、私の質問を終わらせていただきます。

〇議長(高橋 芳治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) 中井議員のご質問に、お答えをいたします。

先ほど、るり渓流域の水質検査につきまして、ご指摘がございました。

先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり広報、また、その周知徹底を情報公開も含めまして、広げていくということは大事ですし、また実施の時期につきましても、それぞれの河川の状況もあります。そういうことも十分に踏まえながら、今後、ご意見も生

かしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。また全市的なイベントといいますか、私も先ほどの答弁でも申しましたように、今、合併してよかった、一体感を育む、こういうふうな施策も必要であることは論を待ちません。しかしながら、今日までのやっぱりいろんなイベントをやっていただいた経緯もございますので、やっぱり同じやるなら盛り上がっていく、これが成果につながるという方向に見い出せなければなりませんので、十分ご関係の皆さま方とも協議をしながら、こういった方向で進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後にふるさと納税論、私はまだ論だと思っております。様々な論議があります。先ほども申し上げましたが、この新しい税源、また国と地方の税源も含めまして、財政間格差が生じる、生じておる、また、さらに広がっておるというような地方間での問題でもあります。こういったなかで、まさに地方の時代にふさわしいような税源体系、これの確立にも努力をしていきたいと思いますし、ご指摘のいただきましたように、京都府とも連携を続けながらやっていくのは当然のことというふうに思っておりますので、今後とも、ご指導よろしくお願いいたします。

- **〇議長(高橋 芳治君)** 続いて、答弁を求めます。 牧野教育長。
- ○教育長(牧野 修君) 一体感を図るイベントというような状況ですが、現状の平成18年度のいろんな事業の状況を見ておりましたら、非常に、例えば鑑賞事業とか、文化事業とかいうような参加の状況から見て、非常に4町の皆さん方が動いておられるという実態がございます。ですから、旧町なら旧町だけでの参加ということでなくて、幅広い参加というような状況が見られますので、そういう意味では地域エゴ的な状況で、いわゆる境界線の垣根が高いという状況ではなくて、次第に垣根は低くなってきてるんではないかなと、こういう感がいたします。そういう意味合いでは文化事業というものへの認識という状況につきましては、皆さん方のご理解というものについては、やはり南丹市全体に広がってるんではないかなと、このように思います。ただ、一体感を助勢をしていくようなそういう大きいイベント的な行事については、やはり今、取り組まれているような状況、機運というものを大事にしながら、どういうものがふさわしいのかということを皆さん方とともに考えながら、その検討をしてまいりたいとこのように思っております。
- **〇議長(高橋 芳治君)** 答弁が終わりました。

中井榮樹議員の質問を終わります。

本日は、この程度といたします。

明日6月14日、午前10時より再開して、一般質問を継続をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労でした。

午後3時12分散会